

令和3年

第2回定例会

会議録

令和3年6月15日

令和3年第2回 江 差 町 議 会 定 例 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

令和3年6月15日(火) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- | | | |
|-----|----|--|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定
〔議長 諸般の報告〕
〔町長 行政報告〕 |
| 日程第 | 3 | 一般質問 |
| 日程第 | 4 | 報告第1号 令和2年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 | 5 | 報告第2号 令和2年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 | 6 | 報告第3号 出資法人江差町土地開発公社に係る経営状況について |
| 日程第 | 7 | 承認第1号 令和3年度江差町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 | 8 | 議案第1号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 9 | 議案第2号 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 10 | 議案第3号 江差町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 11 | 議案第4号 江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 12 | 議案第5号 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 13 | 議案第6号 令和3年度江差町一般会計補正予算(第5号)について |
| 日程第 | 14 | 議案第7号 民事調停事件に係る調停案の受諾について |
| 日程第 | 15 | 議案第8号 権利の放棄について |

日程第	16	議案第	9号	江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センターの 建設工事委託に関する協定の締結について
日程第	17	議案第	10号	江差町土地開発公社の解散について
日程第	18	同意第	1号	江差町農業委員会委員の任命について
日程第	19	同意第	2号	江差町農業委員会委員の任命について
日程第	20	同意第	3号	江差町農業委員会委員の任命について
日程第	21	同意第	4号	江差町農業委員会委員の任命について
日程第	22	同意第	5号	江差町農業委員会委員の任命について
日程第	23	同意第	6号	江差町農業委員会委員の任命について
日程第	24	同意第	7号	江差町農業委員会委員の任命について
日程第	25	同意第	8号	江差町農業委員会委員の任命について
日程第	26	同意第	9号	江差町農業委員会委員の任命について
日程第	27	同意第	10号	江差町農業委員会委員の任命について
日程第	28	同意第	11号	江差町農業委員会委員の任命について
日程第	29	同意第	12号	江差町農業委員会委員の任命について
日程第	30	同意第	13号	江差町農業委員会委員の任命について
日程第	31	決定第	1号	常任委員・議会運営委員・議会広報特別委員の選任に ついて
日程第	32	発議第	1号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求 める意見書の提出について
日程第	33	発議第	2号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出につい て
日程第	34	発議第	3号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復 元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と 就学保障の実現に向けた意見書の提出について
日程第	35	発議第	4号	2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書 の提出について
日程第	36	発議第	5号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強 化を求める意見書の提出について
日程第	37	発議第	6号	令和2年度江差町各会計決算審査特別委員会の設置 について
追加日程第	1			閉会中の継続調査の申し出について

◎ 出席議員（12名）

議	長	打越東亜夫
副	議	萩原徹
議	員	薄木晴午
		飯田隆一
		室井正行
		塚本眞
		西海谷望
		小梅洋子
		小野寺真
		小林くにこ
		出崎太郎
		大門和幸

◎ 出席説明者

町	長	照井誉之介
副	町	田畑明
教	育	太田誠
総	務	中川智
まちづくり	推進課	尾山徹
まちづくり	推進	長尾恵一
財	政	斉藤敏己
税	務	西海谷靖
町民福祉	課	竹内強
健康	推進	白鳥智子
産業	振興	出崎雄司
追分	観光	畑竜哉
建設	水道	岸田雄治
高齢	あんしん	三好泰彦
出納	室	岸田真由美
学校	教育	岸田礼治
社会	教育	安田克臣
総	務	宮津宗介

（議会事務局）

局	長	梅川年代
書	記	森直彦

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただ今の出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和3年第2回江差町議会定例会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、9番飯田議員、11番萩原議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

議長。

(議長)

小野寺委員長。

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

議会運営委員会の報告をいたします。

まず、最初に、委員会の開催状況でございますが、当委員会は5月の28日、6月7日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議をいたしました。

今定例会の議案、一般質問等についてでございますが、今定例会には、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを始め、11件の議案が提出されている他、報告3件、同意13件、議員発議として6件、一般質問は7名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

会期の日程についてでございますが、議案、審議内容や今般の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、6月8日の委員会の協議を経まして、会期の日程は、6月15日の1日間とすることといたしました。

一般質問等についてでございます。

これまでと同様に一問一答方式とし、質問の回数は、再再質問まで認められております。

質問の時間についてでございますが、従来通り、答弁を含め60分の時間制とします。

また、質問、答弁については、議員は一回目の質問から自席で、理事者は一回目の答弁は演壇により行い、再質問以降は、自席で行うことといたします。

理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることといたします。

なお、一般質問や議案等の質疑で、感想や要望、お礼など、一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は、事前通告制となっております。このため、通告した質問趣旨以外の質疑は、厳に慎むようお願いいたします。

最後でございますが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、説明、質疑及び審議に当たっては、議員、理事者ともに時間短縮に努め、本議会の効率的な議会運営に対し、皆様のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げまして、以上、議会運営委員会において、協議した結果を報告いたします。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期については、本日1日といたします。

一般質問においては、一問一答方式で行い、質疑については自席で行い、答弁については、1回目は演壇で、2回目以降は自席で行うことといたします。

質疑の回数は、再再質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うことといたします。

また、理事者においては、議員からの質問に対し、議長の許可を得て、反問出来ることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることに決定いたしました。

なお、今回の新型コロナウイルス対策として、説明、質疑及び審議に当たっては、可能な限り時間を短縮に努め、迅速な議会運営を図りますので、ご協力をお願いいたします。

また、議場内の換気のため、出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力をお願いいたします。

(議長)

次に、議長から諸般の報告をいたします。

報告内容は、お手元に配付のとおりであります。ご了承願います。

次に、町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(行政報告)

始めに、令和2年度江差町各会計決算見込みについて、ご報告申し上げます。

令和2年度の各会計につきまして、5月末をもって出納閉鎖をいたしましたので、決算見込みについて、ご報告いたします。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額64億8,269万1千円に対し、歳出総額62億3,812万5千円、歳入歳出差引2億4,456万6千円となりました。

このうち、繰越明許費の繰越により、翌年度へ繰り越すべき財源として、6,736万5千円を差し引いた後の、実質収支が1億7,720万1千円となりました。

このうち、地方自治法第233条の2、但し書きの規定により、9,000万円を財政調整基金に積立し、残額8,720万1千円は、令和3年度に繰り越しいたしました。

これにより、令和2年度末の現在高に決算余剰金処分による積立額を加えた財政

調整基金の現在高は、23億2,046万円となりました。

令和2年度決算につきましては、歳入の面では、町税収入や地方交付税交付額が当初見込みを上回ったこと、歳出の面では、各種建設事業費の減少や特別会計への繰り出しが当初見込みを下回ったこと等が収支の結果に繋がったものでございます。

以下、各特別会計の決算につきましては、資料のとおりとなっておりますと記載しておりますけれども、資料は、別途配布させていただきますので、割愛させていただきます。

次に、令和2年度江差町水道事業会計決算概要についてでございます。

令和2年度の水道事業会計につきましては、3月末をもって決算をいたしましたので、その概要について、ご報告申し上げます。

当年度の損益決算において、営業収益で2億6,506万3千円、営業費用では2億5,682万5千円となり、823万8千円の営業利益となるものです。

また、営業外収益は1億8,772万5千円、営業外費用では5,310万円となり、1億3,462万5千円の利益を生じ、営業利益と合わせて、1億4,286万3千円の経常利益となり、当年度の特別損失、3,250万9千円を差し引いた、1億1,035万4千円が純利益となるものでございます。

本決算により、当年度純利益1億1,035万4千円に前年度の繰り越し利益余剰金5,179万8千円を併せた、1億6,215万2千円が利益余剰金となるものでございます。

また、貸借対照表につきましては、別紙資料のとおりとなっておりますと記載されておりますけれども、別途、配布させていただきますので、割愛させていただきます。

最後に、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてでございます。

高齢者の方々を対象として、施設入所者は4月28日から、一般高齢者は5月15日を皮切りに始まりましたワクチンの接種についてでございますが、6月14日現在、対象者2,930名のうち、1回目の接種は2,058名で、対象者全体の70.2%、2回目を終えた方は713名で、全体の24.3%が接種を終えてございます。

高齢者の接種につきましては、7月末までに完了する見込みとなっております、以降、順次、他の方々へのワクチン接種が可能となるよう、準備を進めておりますので、ご報告申し上げます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第3、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、7名の議員から通告がありました。通告順に従って、順次これを許可いたします。

(議長)

まず、萩原議員の発言を許可いたします。

萩原議員。

「萩原議員」

かもめ島まつりに続き、先週、姥神大神宮渡御祭の中止が発表され、江差の三大祭りが全て中止となり、昨年を引き続きまして、全て中止となりました。

私はその中で、江差追分について質問いたします。

江差追分全国大会は、昨年に続き中止となりました。

これに伴い、追分関係者や江差町の経済に与える影響は大変大きいです。

江差追分の運営等に関しては、江差追分会の理事会や総会等で決めますが、江差追分会の会長である町長に対して、考えを何点か伺います。

今年度予選会は、各地区でビデオ撮影による審査方法であったが、コロナの影響でビデオ撮影すらできない、要するに人が集まらない地区があり、中止になったと聞いております。

コロナ禍にもよりますが、来年度、どのような形で予選会をやるのかお伺いいたします。

また、江差追分会の会員は年々減少しているが、コロナ禍で益々会員の減少や支部の閉鎖等、考えられるが、会長としてどのように考えているのかお伺いいたします。

3点目。今回の中止により追分会の会員は目標を失っております。

コロナ禍の中でも、感染対策を講じてコンサート等を開催していることを考えると、地区単位でも大会等を開催しても良いのでは、と私は考えます。

今後、会員のため、どのようなことを考えているのか、お伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

萩原議員から、コロナ禍による2年連続の江差追分全国大会中止に伴う影響や江差追分の運営等に対して、江差追分会会長である町長としての考え方について、3点のご質問を頂きました。

まず初めに、江差追分全国大会につきましては、今年こそは開催したいとの思い

で、当初は各支部において感染対策を実施したうえ、動画審査による地区選抜大会を開催することで準備を進めておりましたが、昨年度末からの全国的な新型コロナウイルスの感染拡大により、一部の地区で動画審査すらもできない状況となり、全国大会は全ての地区で選抜大会が行われることがベースとなりますことから、江差追分会としても非常に苦渋の決断となりましたが、中止の決定に至りましたことをご理解願いたいと思います。

そうした状況の中、来年度の予選会開催についてのご質問でございますが、現在、国を挙げてワクチン接種の取組が進められております。

今後、ワクチンの効果なども確認できる状況となっていくものと思われませんが、ワクチン効果によって国内のコロナウイルスが終息し、来年こそ通常どおり大会を開催できることを期待しつつ、終息まで至らない場合であっても、地区選抜大会、全国大会が開催できる方策について、今から模索していきたいと考えております。

次に、2点目のコロナ禍による会員や支部数の減に対するご質問と、3点目の全国大会中止により会員が目標を失っている状況で、今後の会員の為にとどのような事を考えられるのかとのご質問につきまして、関連しますので、あわせてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、趣味の多様化や少子高齢化等、更に、このコロナ禍による全国大会の中止や活動の制限によるモチベーションの低下など、益々会員数、支部数の減少に拍車がかかるのではないかと危惧しているところでございます。

そのため、コロナ禍の中にあっても、少しでも会員の励みとなる事業を追分会と連携し取り組んでまいりたいと考えておまして、現在、中学3年生の発表会やオンライン道場、地区大会動画審査対応などの取組も検討しているところでございます。

議員から具体的にありました、地区単位での大会などは、江差追分会の理事からも同様の意見等がありましたが、感染状況は各地区でそれぞれ異なることから、各地区が状況を見極め、しっかりと対策を講じた中で自主的に開催する場合は、江差追分会としても協力をしていくこととしております。

いずれにいたしましても、江差町にとって江差追分は大切な文化であり、地域振興に繋がる財産であります。

その江差追分の保存伝承に国内外で取り組まれている会員の方々は、江差町にとって大切な存在でありますので、引き続き会員との繋がりを大切にし、江差追分の普及発展を後退させることなく、取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

以上で、萩原議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に飯田議員の発言を許可いたします。

飯田議員。

「飯田議員」

おはようございます。

私は第2回定例会にあたりまして、3問5項目について質問いたします。

まず初めは、新型及び変異型コロナウイルス感染防止対策についてであります。

コロナウイルスによる感染が国内で発症し、おおよそ1年が経過したわけでございます。

江差町においても陽性者も出ており、北海道は現在、3度目の緊急事態宣言が発出中であります。いまだ予断を許さない状況が続いているわけでございます。

しかしながら、江差町においては高齢者、医療関係者、高齢者福祉施設等でワクチンが、先行接種が行われました。

これまでの中で問題点や改善点があったら伺いたいと思います。

2つ目でございます。

7月を目途に高齢者の接種が終了し、その後のワクチン接種の順番でございますが、ただ単に年齢で区切るのではなく、学校や幼稚園、保育園、もちろんこれにつきましては大変多く的小朋友さんや児童と接する職場でございますので、これらの先生始め関係者。それから民間でございますけれども、宿泊事業者、観光お土産事業者、これらの方につきましても、町外からお出でになる観光客、来町者、大変多い事業者でございますので、これらについても優先接種が求められると思います。

特にオリパラホストタウン事業につきましては、私もこういうコロナ禍において開催することにつきましては、甚だ疑問は持っておりますけれども、この時期に、1か月後に控えた中では、実施をせざるを得ないのではないかという風には考えております。

事業を予定通り実施するとしたならば、対応にあたる関係者は優先的にワクチン接種をするべきと、このように考えておりますので、町長の見解を求めます。

3つ目でございますが、PCR検査の実施体制であります。

このことにつきましては、濃厚接触者、咳や発熱の方は優先的に保健所や病院でPCRの検査が受けることができますが、濃厚接触者の家族やその他の接触された方については、病院や保健所にお問い合わせしても中々検査が受けられない実態があるわけでございます。

これらにつきましては、医師会や関係機関にですね、要望を出して、PCR検査体制を充実することを求めていくべきと考えますが、町長の所見を伺いたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

飯田議員の1問目、新型コロナウイルスワクチン接種についてのご質問にお答えいたします。

1つ目のワクチン接種の改善点についてでございますが、高齢者を対象としたワクチン接種は、5月6日からコールセンターによる予約を開始いたしましたが、電話が繋がらない状態が続き、高齢者及び町民の皆様には大変なご迷惑をおかけしました。

その現状を改善するために、5月11日には受付時間の延長、20日には1回線増やし、コールセンター職員を1名増員し、対応させていただきました。

また道立江差病院から医療従事者の増員協力で、5月26日からは1日当たりの接種人数を増加、更には、医療体制の確保が調整できましたことから、6月30日から7月2日の3日間の追加日程を設けることで、高齢者全体の94%が接種できる体制を整えることができ、現在は86.4%の申込となっております。

接種においても今のところ大きなトラブルもなく実施しております。

これから実施する64歳以下の接種につきましては、接種券の発送や予約申込受付を段階的に行うことで、申込間口をせばめ、受付方法をコールセンターだけでなく、LINEも活用し、受付チャンネルを増やすことで、申し込みしやすい状況を構築する予定でありますので、コールセンターにつながりにくい等の状況は改善されるものと考えております。

2つ目の今後の接種予定と優先接種についてのご質問でございます。

高齢者の集団接種は、行政報告もさせていただきましたが、6月14日現在、高齢者の約70%が1回目の接種を終了しており、申込者が全員接種すると接種率は約86%となり、65歳以上の方の接種については一定程度目途がついたと考えております。

次に64歳以下の町民に対する接種体制でございますが、詳細が決まりましたら、広報や戸別チラシ等で改めて町民に周知いたしますが、現在の方針をお伝えしますと、7月中旬頃から年齢枠を一定程度区切った形で段階的に接種券を発送し、申込受付は接種券が届いた方から順次段階的に受付できるようにし、接種券印刷や予約受付事業者と調整を進めており、接種については8月上旬からの集団接種を開始する方向で、医療関係機関と最終調整を行っているところでございます。

接種の優先順位でございますが、当初は国の示す優先順位である、基礎疾患を有する者、高齢者施設等従事者、60歳から64歳の者を対象とすることで考えておりましたが、基礎疾患の確認は予診票で行うため、事前に人数等の把握が困難なこ

とや、一斉に接種券を送付することで予約受付が混雑することが想定できることを考慮し、年齢ごとでの接種で取り進めさせていただく考えでおります。

順調に進めば10月中には接種が終了する計画で進めております。

なお、議員から提案のあった、学校や保育所、幼稚園の職員につきましては、クラスター予防の観点から優先的に接種する方向で進めており、現在行われております高齢者の集団接種において、具体的には7月1日及び2日の接種枠に余裕があるため、そこで接種する方向で調整をしているところでございます。

それ以外のご提案につきましては、ワクチンの供給状況もございますので、現時点では優先的に接種することは難しいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

3点目の、希望者がPCR検査を実施できる体制構築についてのご質問でございます。

檜山管内での感染者の発生により、感染不安でのPCR検査を希望する方がいることは想定できます。

発熱外来で行うPCR検査は医療に必要な検査、感染者からの聞き取りで濃厚接触者を特定し、保健所で行うのが行政検査ですが、発熱等の症状がなく濃厚接触者でもない場合は、PCR検査の適用になっていないのが現状であります。

今後、ワクチン接種が進めば、そのような不安も少なくなってくることが考えられますので、まずは、ワクチン接種を希望する方が接種できる体制を進めていくことを優先し、希望者へのPCR検査の実施体制については、今後の検討課題とさせていただきますと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

はい、飯田議員。

「飯田議員」

それでは2問目に入ります。

全国的にも高額となっている当町の介護保険料、それから水道使用料の件でございます。

この件につきましては、コロナ禍で大変町民の方もご苦労されております。また、一部の事業者につきましては、現在事業を停止したり、また、働く方も職場を失うというような大変厳しい状況の中であって、町の方々からももう少し町民生活に即した様な、議会も議論をし、頑張ってもらいたい。そういうような背景で、この質問を取り上げたわけであります。

まさに、この高額な介護保険料や水道料金につきましては、今後の江差町の町づくりにおいても、大変なマイナスな材料でございます。

これはなんとしても是正すべきと考えるところであり、高額となっている背景や要因をどのように分析されているのか。

また、軽減に向かってその対策を伺いたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

飯田議員からの介護保険料や水道料金が高額となった背景や要因の分析と軽減に向けた対策に関するご質問にご答弁申し上げます。

令和3年から令和5年までの第8期介護保険事業計画期間中の江差町の65歳以上の町民の1か月の基準保険料は、7,230円で道内では夕張市に次いで2番目の高さとなっています。

議員ご指摘のとおり、介護保険料は江差町の被保険者が利用している介護保険量に応じて算定され、介護サービスの利用率が上がることで、保険料は高くなる仕組みとなっております。

また、介護保険料の算定につきましては、令和2年度までの第7期計画期間中のサービス利用状況、令和3から5年度の人口推移などから、第8期計画期間中に見込まれる介護サービス量を試算した結果、前回の保険料よりも980円の増加となったところでございます。

なお、近隣町の中には、保険料の剰余金を積み立てた介護給付費準備基金を取り崩して今回の保険料の上昇を抑えた町もありますが、当町は基金の残高も少ないことから、基金に頼ることができない中での保険料算定となっております。

介護保険料を押し上げる背景となっているのは、全国的に言われていることですが、保険料を担う人口の減少が見込まれる一方、後期高齢者人口の増加に伴い、要支援、要介護者が自然増していることが、全体的な介護サービス量の増加に影響を与えております。

江差町の場合は、特に施設系サービスの利用量の増加が保険料にそのまま反映されております。

具体的には、江差町を離れて暮らす子供たちが、自分たちの住む市町村の高齢者施設に入所させるケースが増えており、町外であっても住所地特例により、江差町がサービス費用を負担しているため、サービス量の増加に影響していることや、江差町内には特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、ケアハウス、グループホームといった施設が充実しており、加えて令和元年度に開設した養護老人ホームにおいて、要介護認定を受けている特定入所者への介護サービスの提供やショートステイ、デイサービスも利用できるようになり、環境が充実したことも介護保険料が高額となった要因であると分析しております。

このように、近隣町に比べて高齢者施設や介護サービスを提供する事業所が充実し、高齢者が安心して生活できる環境が充実していることは、住民の皆さんにとって良いことではありますが、一方で介護保険料の負担を軽減するためには、介護サービス量を抑制することが課題となります。

したがって、高齢者が、できる限り要介護状態にならずに、自らが望む生活を送り続けることができるよう健康寿命を延伸させることが不可欠でありますことから、町では、いきいき健康教室やがっつり運動教室といった運動教室の開催や自主的な健康づくりのための、まるやまトレーニングコーナー開放事業といった介護予防の充実や町内各地区における地域住民が主体となった様々な活動を積極的に支援してまいります。

また、地域の見守り、支え合い体制の充実や緊急通報システムの設置、除雪サービスといった介護保険サービス以外の支援も総合的に展開し、介護保険料を抑制できるよう取り組んでまいりますのでご理解願いたいと思います。

次に水道料金についてでございます。

議員ご指摘のとおり、以前から町内には安定した水量の確保ができる水源がなく、複数の水源から水の確保をしてきたところでございますが、恒常的な取水量不足に対応するため、平成元年に上ノ国ダム事業へ参画をし、安定した水源の確保に努めてきたところでございます。

このダム建設に伴いまして、ダムからの導水管の整備や砂川浄水場の建設、あるいは各種配水池整備など、これら一連の整備にかかります財政負担が高料金となっている大きな要因でございます。

料金軽減に向けた対策についてでございますが、高料金対策といたしまして一般会計からの繰入を行っているところであり、昨年度につきましては約1億5,600万円の繰入を行っているところでございます。

また、一般家庭用で多く使用されております13ミリ口径の基本料金と併せまして、水道の使用量が少ない世帯に対する負担軽減対策として13ミリ口径の減免料金を、江差町水道料金処理要領により別途定めているところでございます。

この負担軽減措置につきましては、今後も継続して参りたいと考えております。

水道事業全般につきましても、平成27年度に高区浄水場を休止し、現在は五厘沢浄水場の休止に向け、管路や計装設備の整備を実施するなど効率化に努めているところでございます。

また、有収率の向上を図るため毎年、地域を区切った上で計画的に漏水調査を実施しているところでもございます。

いずれにいたしましても、今後の給水人口の減少などを鑑み、引き続き効率的な施設の運営に向けた取組を行うなど、更なるスリム化に努めて参りたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、いいですか。

飯田議員。

「飯田議員」

ただいま答弁を頂きまして、確かに介護保険料、高い負担料ですけれども、ある意味では私は胸を張って良いと思うんですよね。町長の答弁あって。

江差町には、養護、特養含めて、色んな施設が整っておりますから、高齢者の方々が安心して、自宅ばかりでなくてそういう施設でも暮らせる環境にある。

ただ、その反面、それは結果的に高額負担になる。

それは普段の努力でなんとか軽減するように、これからも努めて頂きたいと思います。

そういう部分で、3問目に入りたいと思います。教育委員会。

(議長)

はい、3問目。

飯田議員。

「飯田議員」

江差高校間口確保と魅力ある高校のあり方についてであります。

この問題につきましては、3年続けて一般質問をさせて頂きます。

まず初めに、今月1日に公立高校配置計画案が道教委より示されたところであります。

江差高校につきましては、24年度まで間口が確保される見通しではありますが、来年度、3間口確保に向けた受験者の数と、また進路動向等、想定はどのように押さえているのかお答え願いたいと思います。

また、中学生が進んで入学したい高校。魅力ある江差高校にするため、近隣町や高校と連携を取り、協議会を立ち上げて行動すべきと私は提案をさせて頂きます。

私も近隣学区内の乙部町、厚沢部町の議員を連携をしながら、それぞれの町の理事者に要請、提案を進めていきたいと思っております。

その一つが、なんといっても通学バス代が高額であるという問題であります。

乙部町が先行的に補助を実施しておりますが、また生徒さん方がその出身地によって格差があってはならないと思っております。

是非その辺の解消を含めて、答弁を願いたいと思います。

また、道内全体を見渡してですね、それぞれ各自治体、間口確保に向けて知恵を出し行動しております。

例えば、ある自治体では、地域おこし協力隊の制度を活用しながら、補助教員を

配置をし、部活動やインターネットを学習塾に取り組み成果を上げている自治体もあります。また、遠隔授業を導入し、都市部と変わらないような学習や進路指導に取り組んでいる、そういう高校もあるわけでございます。

是非ともですね、江差町が中心となって、他町を交えながら、この魅力ある江差高校にするための手立てを早急に取り組むべきと考えますが、教育長の所見を求めます。

(議長)

はい、教育長。

「教育長」

江差高校の間口対策と魅力ある高校のあり方についてのご質問にご答弁いたします。

6月1日に、北海道教育委員会から公立高校配置計画案が示されました。

江差高校は、令和3年度、本年度の入学者が64名となり、1学級減の2学級になったところです。

公立高校配置計画では、学級減になった場合は、原則、次年度以降の募集は、学級減に応じた募集となりますが、令和4年度の募集学級数については、計画案では公表されず3学級に復元されるかどうかは、今後の生徒の進路動向を勘案し、9月の計画決定時において公表することになりました。

高校といたしましても、積極的に関係中学校に出向き学校説明会を行うなど、江差高校の魅力についてPRしながら生徒募集に努めておるところでございます。

また、魅力ある高校づくりについてですが、基本的には、進学される生徒の将来の進路がかなうような高校であろうと考えます。

この実現のために、部活動の精選やあるいは多様化する進路の実現、単位制維持のための教員配置など多くの課題もあると考えております。

高校の魅力づくりのため、具体的にどのような手立てが必要なのか、保護者や生徒、中学教員などを対象にニーズ調査などを実施し、客観的データに基づき、具体的に検討し、高校、地域、関係教委、道教委がそれぞれ役割分担、連携し、魅力ある高校づくりをすべきと考えております。

バス代の補助についても、魅力化のためにどのような制度が求められているのか、検討する中で、検討すべきと考えております。

また、近隣町における協議でございますが、近隣町の教育長とは情報交換を含め、話し合いをしております。

今後も、高校魅力化実現のため努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

いいですね飯田議員。

以上で、飯田議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に塚本議員の発言を許可いたします。

塚本議員。

「塚本議員」

私から本定例会 3 問の質問をさせていただきます。

1 問目の新型コロナウイルスワクチン接種については、飯田議員からも質問がありましたので、重複した内容は避けながら質問させていただきます。

事前に出しておりました、医療従事者等、65歳以上の方へのワクチンの接種計画の内容については、答弁はしていただかなくても結構です。

まずもってですね、高齢者等のワクチン接種において、日常業務もある中、連日役場職員を中心に、20名を中心に対応して頂いた多くのスタッフの方々に敬意を表しますが、その中であって、高齢者の中で自宅で介護を受けている接種希望者や、自力で集団接種会場に行けない方の対応をどの様にしてきたのか、お伺いいたします。

あと、これからの接種計画、事前に情報提供がいくらかありましたけれども、中々内容が見えにくいという部分があります。

65歳未満の方々への接種計画をプライオリティに基づき、町民にしっかり説明していく必要があると思います。

町民の多くは高齢者接種以外の年齢の方々は、いつ我々にワクチン接種がされるのかというのが見えないところで、非常に不安を抱えていると思いますので、一定程度見えているのであれば、アバウトな部分も含めてですが、いつから接種できるのか、もう少し時間を頂きたい旨のアナウンスも当然必要になってくるかと思っておりますので、その辺をお伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員のご質問にお答えいたします。

先ほど飯田議員にも同様の質問でお答えをしておりますので、重複する部分については、省略をさせていただきます。

まず、高齢者接種でございますが、高齢者施設入所者への接種は4月28日か

ら、一般高齢者の集団接種は5月15日から開始しております。

一般高齢者の予約につきましては、電話が繋がらず大変ご迷惑をおかけいたしました。

飯田議員の質問でも答弁いたしました。予約時間の延長、電話回線の増加、1日当たりの接種人数の増加、追加日程を設けることで、現時点では大きなトラブルもなく接種を実施しております。

在宅で介護を受けている方などは、介護サービス事業者の移送サービスを利用したり、ご家族の送迎や付き添いで集団接種会場に来ております。

接種状況でございますが、先ほども飯田議員のご質問でお答えしましたけれども、6月14日現在で、高齢者の約70%が1回目の接種を終了しており、最終的には約86%の高齢者が接種すると見込んでおり、当日キャンセルも平均すると1日1件ほどであり、ほぼ予定通り進んでいると考えております。

なお、キャンセルで余剰となったワクチンは集団接種会場の従事者に接種しており、無駄がでないよう対応しております。

次に2点目の64歳以下の接種についてのご質問でございます。

64歳以下の接種対象者全員に一斉に接種券を発送することで、予約受付の混雑が想定されることを考えておきまして、年齢ごとに区切った接種券発送と、それに合わせた段階的な申込受付をさせていただき方針で取り進めさせていただき予定でございますのでご理解願いたいと思います。

また、高齢者集団接種の接種枠に余裕があるため、クラスター予防として学校や保育所、幼稚園職員の接種希望者に対して接種する方向で調整をしていることも、先ほどお伝えいたしましたけれども、お伝えいたします。

なお、現時点での大枠のスケジュールは、7月中旬に段階的に接種券を発送し、申込受付は接種券が届いた方から受付できるよう調整を行っていること。接種は8月上旬から集団接種を開始できるよう医療機関と最終調整を進めているところでございます。

詳細が決まりましたら、広報や戸別チラシ等で町民の皆様に周知していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

ちょっと中々、分かってないというか。私の質問内容をもう一度確認させていただきますが、先ほど飯田議員の中で、明確にされてなかった基礎疾患のある方等の、分を優先的に国では接種をするようにという情報が流れていますが、それを江差町は中々できないという判断にしているのか、私は個人情報の扱いで、中々自己申告で

基礎疾患がある方は、私は先に打たして下さいというのをどういう風に確認するかという難しいですが、実際基礎疾患を持ってる方が64歳以下の方でもいらっしゃるわけで、そういう人達の優先順位をしっかりと、プライオリティの中に入れていく必要があると、そういうふう感じておりますし、加えてですね、余裕がある場合には教師や保育士も接種もするという話ですが、それらも含めてですね、エッセンシャルワーカー、これに対する優先枠というのもしっかりと位置付けていく必要があると、そういうふう感じております。

あと、ここには書いておりませんが、ワクチン接種で結構副反応、色んなニュース等で流れてますが、64歳未満の方々が今後ワクチン接種をしていく段階で、ワクチン接種に対する有給休暇の付与。あるいは、副反応も含めた翌日の有休の延長。これらも今後アナウンスする段階で、役場職員もそうですが、事業者に要請していくと格好も今後必要になるんじゃないか。ゆっくり有休を使いながら、ワクチン接種に行けるような環境整備、これも地方自治体に任せられてる責務だと思いますので、この辺をお伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

今、大きく2点についてご質問を頂いたかなというふうに思います。

1点目の基礎疾患を持つ方のワクチン接種を優先すべきという考え方について、どう考えているのかと。

後ほど、小林議員からもご質問を受けておりますけれども、繰り返し同じことを答弁することになるかもしれませんけれども、ご了承下さい。

今、先ほどご答弁申し上げた、スケジュール的なお話しをさせて頂きました。8月上旬から開始をして、10月中には終えたいと、全て希望する人に、町民に接種を終えたいということで、計画を進めております。

そういう中で、段階的に年齢を区切って予約を受け付け、接種に向かっていくというような流れであってですね、それを基礎疾患を持つ方を優先ということを制度設計の中に入れてしまうと、開始が遅れてしまっていてですね、基礎疾患を優先することによって、全体のスケジュールが後ろ倒しになってしまう懸念を持っております。

我々が計画しているスケジュールでは2カ月余りの中でですね、全町民にいき渡るように、2回目の接種が、2カ月位の間でですね、皆さんに接種できるような体制をなんとか構築していきたいと思っています。

そういう中でですね、基礎疾患の方を別に予約を受け付けたり、審査をするとすると、それによってまたスケジュールが後ろ倒しになってしまいます。

それよりも、年齢を区切ってスピーディーに皆さんに行き渡るような体制を構築することの方が、我々の地域にとっては求められているわけではないかな。それが、我々の地域は可能なのではないかなというふうに思っております、国の方では基礎疾患を優先すべきとおっしゃっていますけれども、江差町の現状を考えて、スピーディーに全体にワクチン接種が行き届くためにはですね、その基礎疾患を別にするのではなく、年齢ごとの区別でワクチン接種を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

また、今後、今までは65歳以上という比較的高齢者の方は、働く世代の方も一部いらっしゃったと思いますけれども、今後はですね、正に現役世代の働く方に接種が進められていきます。そういう中で、江差町は事業所も多い地域性もありますことから、議員ご指摘の、例えばワクチン接種のために休みやすい環境を各事業所や職場でも作って頂くようなアナウンスの仕方も必要となってくるのではないかなというふうに思っています。

そういう体制もワクチン接種を効率的に進める、順調に進めるのと同時に、そういう呼びかけも江差町として行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

（「エッセンシャルワーカーも同じということだね」の声）
全て段階、年齢でということです。

（議長）

はい、塚本議員2問目ですね。

「塚本議員」

2問目に入らせて頂きます。

これも飯田議員から先ほど質問がありましたので、重複している部分は、答弁は差し控えて結構であります。

ここに質問を事前に行っている通り、介護保険料が3年ぶりに改定されて、江差町で非常に介護保険料が上がってきているというような現状で、この問題についてはこの間、社会文教常任委員会についても色んな提案をさせて頂いているところで、北海道内における高止まりというか、最上位の保険料になっているということは皆さんもご存知のとおりであります。

今後は介護保険料の上昇を抑えるために、公費の負担をしている町村もあります。

あとは、介護福祉施設だけに頼るのではなく、在宅介護を中心にサービスを考える等、負担料金の軽減に対する対応が必要だと考えますが、この辺について再度伺いたいします。

(議長)
町長。

「町長」

塚本議員からの介護保険料の上昇を抑えるための公費の負担割合や介護福祉施設だけに頼るのではなく、在宅介護を中心のサービスを考えるなどの対応に関するご質問にお答え申し上げます。

介護保険料の上昇については、社会文教常任委員会からいただいた介護保険事業に対するご提案の中でも大きな課題としてご指摘をいただきました。

また、その方策として具体的にいただいた、一般介護予防事業、フレイル対策、生活支援体制整備事業については、第8期高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定に反映させていただいているところではありますが、施設系サービスの利用が増えている現状を改善するためには、在宅生活を続けられる対策が重要であるとの認識を深めております。

介護保険料を抑制するための介護予防事業につきましては、飯田議員へのご答弁と重複する部分がありますので、在宅生活を続けるために必要となる生活支援体制整備事業についてご答弁をさせていただきます。

第8期高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定時のアンケート調査では、住み慣れた地域に住み続けたいと希望する人が最も多い結果もあることから、介護が必要となった場合、在宅でも適切な介護サービスの提供がされるよう取り組んでいるところがあります。

結果として在宅生活を続けることが介護保険料の抑制にもつながるものと考えております。

住み慣れた地域に暮らし続ける上で地域の医療、介護は欠かせない専門的な公的サービスですが、家族の協力や地域の協力、何よりも自分自身が生きがいを持ち、元気に生活できるよう、地域で活躍できる場を持ち続ける必要があります。

そこで、地域の支え合いと介護予防を充実させていくために、生活支援体制整備事業に取り組んでおります。

具体的には、生活支援コーディネーターを配置して開催している、まちづくりカフェや町内会単位でのタウンミーティング、また、地域住民が主体となって活動する場として新地桧山ハイヤービルを借りて、江差BASEプラス1を開設しています。

例えば、毎週土曜日の朝に開催しているラジオ体操会も地域住民が主体となった、まちづくりカフェの活動で、健康づくりを通じて地域の方同士が支え合う関係づくりを実践している活動の一例となります。

また、先般もネクストイノベーション次なる革新と題し、シニアカレッジ江差学園と協働して講演会を開催しました。

高齢者の知識と経験、アイデアが地域に新しい風を吹き込んだ地域食堂の先進地事例を通じて、高齢者になっても社会参加することの大切さを理解してもらう機会にできたのではないかと考えております。

一人でも多く、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりのために、これからも地域住民が主体となった支え合いの活動が定着していけるよう取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、いいですね。

はい、塚本議員。

「塚本議員」

先ほど、飯田議員に説明した中身で、よくわかりづらかったので、改めてちょっと確認させていただきますが、私は町内にある大型特老施設でちょっと調査してきましたが、入所者の35%が町外の方でした。

町外からの入居者となっていることから、町民の一部では、町外から特老施設等に入居している方が非常に多い。

こういうことから介護保険料が高くなっているのではないか。というような、思われている方もおられます。

住所地特例がしっかり運営されているのか、ちょっと担当者に伺います。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

塚本議員の方から今ご質問のありました、住所地特例についてご説明させていただきますと思います。

介護保険制度では、原則として被保険者の住民票がある市町村が保険者となります。

しかしこの原則のとおり運用すると、介護保険施設等が多い市町村の介護保険料が増大し、介護保険財政を圧迫することにより、介護保険施設の少ない市町村との不均衡が生じてしまう、こういった事態を回避するために住所地特例というのが設けられております。

被検者である町民が、他市町村施設に入所等をして、その施設所在地に住所を変更した場合でも、引き続き施設に入所する前の住所地の市町村の被保険者となるという制度です。

例えば、江差町民が家族の住む札幌の施設に入所しても、その方は江差町の被保険者ということになりますので、引き続き江差町が介護保険を給付することになり

ますが、逆に他の市町村の方が江差町の施設に入所しても、江差町はその方の介護保険料を負担することはありませんので、ご理解頂きたいと思います。

以上です。

(議長)

いいですね。

はい、3問目。

「塚本議員」

3問目に入らせて頂きます。

コロナ禍における東京オリパラですね、これの開催に向けたホストタウンのあり方についてであります。全国的に新型コロナウイルス感染の終息が中々見通しが立たない中で、東京オリパラが開催する。これについては、国民の多くが不安を抱えています。これは江差町も同様だと思っております。

ボランティアも辞退者が約1万人になったということも聞いてますし、この様な中で、江差町民においても非常に不安を持っている方が多いと思います。

道内においても6市町村が中止の、このホストタウンですね、中止の決定または中止が濃厚だと言われております。

江差町で計画している東京オリパラホストタウンに対して、既に当初予算を組んでおりますが、今後補正も上がってくるということですが、江差町として計画をしっかりと見直す必要があるのではないかとということに対してお伺いいたします。

(議長)

町長。

手短に。国の事だから分からないんだよ。

「町長」

塚本議員から、コロナ禍での東京オリンピック、パラリンピック開催に伴うホストタウンとしての江差町の計画のあり方についてのご質問にお答えいたします。

塚本議員のご質問にもありましたが、道内でホストタウン登録をしているのは、21市町あり、このうち、新型コロナウイルスの影響により、6月1日現在で6の市と町が事業の中止または中止が濃厚という状況となっており、正式に4市で中止の決定がされております。

まず始めに、中止を決定いたしました4市の状況をご説明いたしますと、最初に中止を決定したのが帯広市でありまして、チェコのボッチャなどパラリンピック8競技の事前合宿で約60人を8月に受け入れる計画でしたが、練習会場や宿泊施設が複数にまたがり、消毒などの対策を十分に行えないことから中止を決定してお

ります。

釧路市は、ベトナムのパラリンピック、ウエートリフティングと陸上の事前合宿を、また、登別市は大会後にデンマーク選手団を招いた交流会を計画しておりましたが、ともに相手国からの感染予防のため、東京の選手村から出ない方針決定がされたことに伴いまして中止となっております。

函館市は、カナダのパラリンピック、バトミントン選手団を受け入れる計画でしたが、新型コロナの影響で相手国内での代表選手の選考が遅れ、やむなく事前合宿が中止となり断念したものとなっております。

翻って、江差町は、パラリンピックに出場するアメリカ女子シッティングバレーボールチームのホストタウンとして登録されております。

アメリカ女子シッティングバレーボールチームは、8月16日に入国し、愛知県一宮市で8月19日まで事前キャンプを行い、20日から東京の選手村に入り、8月27日から9月5日までの日程で開催されるパラリンピックシッティングバレーボール競技に出場いたします。

大会終了後の9月6日に再び愛知県一宮市に移動し、7日の一宮市での交流事業に参加したあと、9月8日から10日までの日程で、選手とスタッフを合わせて最大で5名の選手団が、江差町との事後交流事業に参加するため来町し、地元小中学生との交流や体験観光をしていただく計画となっております。

8月16日の入国以降、選手団の方々は当然ながらPCR検査や日々の体調管理など、感染対策に万全を期した状態で来られると思われませんが、受け入れる側といたしましても、消毒や換気の徹底、飛沫対策や3密の回避など、感染対策を徹底した受け入れ体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

地元の子供たちにとりましても、オリンピック、パラリンピックに出場する選手との交流できる機会はそうそうあることでもありませんし、多様性の社会を実現する、そういうことを考えたうえで、感染対策を万全にし、実施したいと考えてはおりますが、相手国の意向もありますし、今後の感染状況も大きく関わってきますことから、状況を注視しながら交流内容を適宜検討し対応をしまいたいと考えております。

(議長)

はい、いいですね。

塚本議員。

「塚本議員」

確認ですけども、状況によっては中止もあり得るということですのでよろしいんですね。

(議長)

はい、町長。

はい、副町長。

「副町長」

はい。状況によってはということなんで、状況がですね、先ほど前段でもふれたとおり、相手国の関係もありますし、また、事前合宿の一宮市の関係やら、色んなものがトータルとして色々判断されますので、そういったことを、遂次というかですね、情報入ってまいりますので、その時点でなんらかな動きがあればですね、議会や町民にもきちんと周知してまいりたい。このように思います。以上です。はい。

(議長)

はい、いいですね。

以上で、塚本議員の一般質問を終わります。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 11:02

再開 11:15

(議長)

休憩を閉じて、再開いたします。

次に小林議員の発言を許可いたします。

小林議員。

「小林議員」

それでは早速質問に入らせて頂きますので、よろしくお願いいたします。

先ほどの答弁で、この質問に関してある程度お答えは頂いているのかなと思いますが、通告もしてありますし、町長の方で答弁書も用意してあると思いますので、このまま質問させていただきます。

1つ目に、今後想定されています基礎疾患のある方への新型コロナウイルスワクチン接種についてですが、この間は国の方針に準じて基本的には高齢者、医療従事者等、感染重症化リスクの高い方への優先接種を進めてきたと思います。

この間、テレビの報道等を見てますと、次の優先接種対象者は年代を問わず、基礎疾患のある方を対象として江差町も進めていくと私は理解していました。

対象の基礎疾患につきましては、慢性的な呼吸器系や腎臓病等、幅広い疾患が対象になっておりますが、若者世代においては、かかりつけの医療機関がなく、お薬手帳での疾患管理をしていない場合もあると想定されています。

基礎疾患の自己申告はお薬手帳での受付等、自治体によって独自の対応になって

おりますが、今後の円滑で効率的なワクチン接種について、江差町としての所見を伺います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小林議員の基礎疾患のある方への新型コロナワクチン接種についてのご質問にお答えいたします。

飯田議員及び塚本議員のご答弁と重なる部分もございますので、要点を絞ってご答弁をさせていただきます。

高齢者接種の次の優先順位につきましては、国が示す基礎疾患を有する者、高齢者施設等従事者、60歳から64歳の者を対象とすることで進めて参りましたが、令和3年5月21日付の厚生労働省健康局健康予防接種室の事務連絡において、接種券の発送は、自治体の状況により年齢階層別に時期をずらして送付することが可能、接種券の発送時期が異なるグループ間で接種の順番が入れ替わることは差し支えないと示されました。

基礎疾患を有する者の国の考え方は、国が示している慢性疾患等により入院、通院をしている方とBMIが30以上の肥満の方となっており、確認は予診票での自己申告で、この基準で進めていくとなると、64歳以下の接種対象者に一齐に接種券を発送する必要があります。

それにより、予約受付が殺到し、高齢者接種の二の舞になることが想定されます。

また、重症化という観点から基礎疾患を有する方が優先されてきた経緯がありますが、変異型においては基礎疾患がない方も重症化していることも鑑みて、接種券の発送は年齢ごととし、受付予約も段階的に実施する方針で取り進めさせていただく予定であります。

現在8月上旬から集団接種で実施し、順調にいけば10月中に集団接種を終了する予定で、医療機関等と調整を行っております。

詳細が決まりましたら、改めまして広報や戸別チラシで町民の皆さんに周知したいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、いいですね。

はい、2問目。

小林議員。

「小林議員」

2つ目です。

畜犬登録数、狂犬病ワクチン接種率についてです。

北海道では野生動物が多く生息してまして、狂犬病が発生する可能性もゼロではありません。

狂犬病は哺乳類全てが感染し、人を除きほぼ100%の致死率と言われていま

す。
日本では14年ぶりとなる2020年に輸入症例として1例が確認され、海外では狂犬病に感染したキツネに噛まれる等の事例も聞いています。

町内でも近頃は民家付近にキツネが現れ威嚇、攻撃的な行動も見られます。

特に小さなお子さんへの危害を心配しております。

感染症に対する関心が高まっている現代におきまして、身近な哺乳類を媒介とする狂犬病対策について2点お聞きします。

1つ目に、畜犬登録数の正確な把握について、現状をお知らせ下さい。

2つ目、過去5年間の狂犬病ワクチンの接種率をお知らせ下さい。

(議長)

町長。

「町長」

畜犬登録数、狂犬病ワクチン接種率についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の畜犬登録数の正確な把握についての現状のご質問でございます。

現在町で把握している畜犬登録数は、282件であります。

しかし、登録に関しては飼い主本人からの申請となっていることから、登録申請をしないで犬を飼っている方、死亡していても届けを出していない方、住所変更していない方もいるものと思われま

すので、正確な数値は把握できない状況です。
2点目の、過去5年間の接種率は、登録台帳上の登録件数から、注射済票交付枚数を割り返しますと、50%台から70%台で推移しており、過去5か年の平均では63.5%となっております。

ただ、この率についても、実際に動物病院で注射はしたが、役場で注射済票の交付を受けていない方、死亡届や住所変更の手続きがなされていない飼い主もいるものと思われま

す。
それらの見込み頭数を差し引きすると実際の接種率は9割近くになるものと推測されます。

町では、ホームページと広報紙において、犬の登録申請と死亡や転出入時の申請、狂犬病予防注射についての周知をしてお

国内では、狂犬病の発生は1957年を最後に発生はしておりませんが、狂犬病の恐ろしさと予防接種の重要性を啓発してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね、小林議員。

3問目。

はい、小林議員。

「小林議員」

3つ目です。

北の江の島拠点施設整備基本構想における遊び場及び公園遊具設置（案）について、北の江の島拠点施設整備基本構想における基本的な考え方において、町内外を問わない子どもの利用を想定した遊び場の整備も示されておりますが、町として各所の都市公園の遊具整備方針についてもあわせてお伺いいたします。

1つ。北の江の島拠点施設整備基本構想におきましては、多様な（幼児、障がい者の方、また、ドッグラン等）利用者を想定し、快適であるとともに観光客への集客効果も考慮した広場や遊び場についての検討も、もっと活発にするべきかと思いますがいかがでしょうか。

2つ目。

公園遊具設置案について、想定しているニーズ調査対象年齢についてお知らせ下さい。

(議長)

町長。

「町長」

小林議員の3問目、北の江の島拠点施設整備基本構想における遊び場についてのご答弁を申し上げます。

本定例会で、構想策定に係る経費を提案させて頂いております。

先ずはこの構想の目指すところをお伝えいたします。

今年度策定する構想は、拠点となる施設整備の基本的在り方について、その方針を定めるものであり、現江差海の駅開陽丸に新たに道の駅機能を付加しながら、観光体験拠点、住民が目指す場所としての機能と、その規模や運営に関して明らかにしていくものです。

町内のみならず函館圏をも意識しながら、子どもや親子連れが四季を通じ目指す拠点施設を柱に据えながら、若者を惹きつけるための機能も追求し、町としては議

員のご指摘にあるとおり、多様な利用者を想定したイメージで、構想策定に臨んでまいります。

また、議員からは、集客効果を考慮した広場、遊び場についても、もっと活発に検討すべきではとご質問でございます。

町といたしても同様に考えており、今回構想策定を委託するアドバイザーと調整し、議会をはじめ多様な声を拾う機会を作りながら進めてまいりたいと考えていますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

町長以上。

教育長。

「教育長」

2問目の遊具設置で想定しているニーズ調査に関するご質問にお答えをいたします。

本年2月に策定しました江差町遊具整備方針でお示ししておりますように、小学校に設置している遊具のうち、老朽化が進んでいるものや破損等しているもので、補修ができないものについては撤去し、新たな遊具を設置することにしております。

また、小学校へ設置遊具については、学校や児童のニーズを把握してから設置することになっているところです。

議員ご質問のニーズ調査対象につきましては、遊具の故障や老朽化が進んでいる南が丘小学校と江差北小学校の2校を予定しております。

学校や在籍する小学生の意見、要望を基に、令和4年度以降の遊具整備に反映させて参りたいと考えているところでございます。

(議長)

はい、いいですね。

はい、小林議員。

「小林議員」

在籍している生徒さんへのアンケート調査とニーズ調査ということなんですけれども、学校施設の遊具は近所のお子様、未就学の兄弟、姉妹も利用すると思いますが、設置案に関する全員協議会での質疑におきまして、未就学児童は対象になるのかと私が質問しましたところ、委員の皆様と今後話し合い検討したいとの主旨の答弁を頂きました。

その結果として、委員との話し合いの結果として、今回のニーズ調査に決まった

のか、お伺いいたします。

(議長)

誰だ。

財政課長。

「財政課長」

只今のご質問には私の方からご答弁申し上げたいと思います。

学校施設でございますけれども、整備方針案は私の方で取りまとめましたので、私の方からということをお願いしたいと思います。

それで、全員協議会の中で、小林議員が質問された中でご答弁、検討いたしますということでご答弁申し上げましたが、学校遊具でございましたので、その関係課と内部で協議しましたが、学校の遊具自体は生徒さんばかりでなくて、地域の未就学の子ども達も利用できることはできますが、やはり学校の遊具であるということ。

そういった観点からですね、やはりそのこの学校に通われている児童に聞くというのが妥当ではないかという判断にいたりまして、学校それから在籍している児童へ、そういった方々にニーズ調査を行なうという、そういう方向性になったものでございます。

地域の未就学の子ども達の部分につきましては、整備方針でも述べておりますが、公園緑地等々そういった遊具の整備に関しましては、まず学校をやって、北の江の島構想の拠点の中での整備を行って、それ以降ということで、方針案でも示しておりますし、議員協議会で私の方も説明しておりますので、その時点で、その際にですね、また改めてどういった形で保護者だったり、そういう児童生徒さん方の声を拾っていくかというのを、改めて考えさせて頂きたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。

はい、小林議員4問目。

「小林議員」

4つ目の自殺対策についてです。

コロナ対策の長期化によりまして、家に閉じこもりがちになる、他者とのコミュニケーションが抑制される。また、業務量が増えている職種等もあると思いますが、それに伴いメンタルヘルスへの配慮も重要となってきたと感じています。

そこで以下、お聞きします。

1つ目。ゲートキーパーの育成状況及び相談及び対応件数等、現在の進捗状況をお知らせください。

2つ目。医療機関との連携、町民への相談体制のきめ細やかな周知等、今後の取り組みの推進についてお伺いします。

(議長)

町長。

「町長」

自殺対策についての2点のご質問でございます。

まず、1点目のゲートキーパーの育成など、対策の現状についてでございますが、ゲートキーパーにつきましては、令和2年度に役場職員を対象に20名の養成を行いました。

コロナ禍であり、感染予防対策で人数を制限しての実施となっており、今後継続的に実施していく予定であります。

また、民生委員を対象としての養成も検討していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により延期となっております。

保健師の相談件数でございますが、令和2年度は35件の相談支援を行っております。うつ等の精神疾患や不登校に対する相談で、自殺予防的な関りとなっております。必要に応じて医療機関と連携を行っております。

2点目の今後の取り組みについてのご質問でございますが、相談先の周知につきましては、町ホームページに掲載しており、今後は広報等も活用し、町民の目に触れやすい体制を取っていくよう努めてまいります。

また、こころの病は、家族や周囲の方々の理解がないと、適切な受診や支援に結び付かない状況にあります。

今後も感染予防対策を行った上でのゲートキーパー養成、医療機関や保健所など町内関係機関と連携を図り、こころの病の理解が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

(議長)

いいですね。

再質問、小林議員。

「小林議員」

2点再質問いたします。

相談件数35件ということで、中々取り組まれているのかな。実績が出来てきたのかなという感じです。

再質問なんですけど、少し現場にフォーカスして質問いたします。

介護や保育等の精神的に負荷がかかる現場に、匿名を前提とした相談に繋がられるような、希望者にはメールアドレスを記載してもらい、やりとりをする。あくまでも匿名を前提としてやり取りをする等、積極的に声を拾う取り組みも是非検討して頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目なんですけども、学校関係であります。

昨年の小中高生の自殺者数は過去最高、最多の499人となり、教育現場での自殺対策も課題になっています。

子どもの悩みをいち早く察知しようと、こころの診断などにICTを活用する動きがでております。

既に60校がシステムを導入しています。

文部科学省の自殺予防対策の有識者会議が近く公表する審議まとめでは、自殺対策へのICT活用方針についても盛り込まれ、文科省は地域にあわせた対応が必要とのスタンスで、先進事例の収集や発信等を通じ、自治体独自の取り組みを後押しする方針とのことです。

これらを踏まえて、江差町でも第3期の江差町教育推進計画を策定されていると思いますが、12ページ(5)④スクールカウンセラーやICTを活用した遠隔相談及び関係機関との連携を図り、抱え込まずに気軽に相談できる体制の整備に努めますと明記してありますが、これらのシステムを導入していくということによろしいのでしょうか。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

小林議員の再質問1問目に対しての答弁をさせていただきます。

匿名での相談の体制整備ということでございまして、こちらの方に関しましては、自殺対策のみならず、不妊治療の助成をしておりますけども、その部分も匿名というか、での相談体制が取れないかということで、数年来検討を重ねているところでございます。

あわせて、この自殺の対策についても匿名での相談ができないかどうかというところを、体制整備を模索していきたいと思っておりますので、ご理解下さい。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

2つ目の自殺予防対策としてのICTの活用に関するご質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員がお話しされております、教育推進計画の中でうたっているICTにつきましては、現状、大学の教授と各学校を結んだ中で、定期的に教員、生徒、児童、そして保護者、希望に応じてICTを活用した自殺予防対策、もしくは学校生活の悩みに関する取り組みを行っております。

また、自殺に関連しまして、いじめという部分もあるかと思いますが、こちらにつきましては、江差町の基本方針を策定いたしまして、全校が共通で取り組んでいくという状況でございます。

議員ご質問の、今先進的な取り組みを想定したICT化というご質問につきましては、現状そこまで想定したものではないということで、ご答弁をさせていただきます。

(議長)

いいですね。

以上で、小林議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可いたします。

小野寺議員。

「小野寺議員」

全部で5点であります。

まず最初に、1点目。

新型コロナウイルスの自宅療養者対策の検討を求めるということで、町長にお聞きしたいと思います。

今、北海道は少し、この道南も含めて落ち着いてきているのかなと、感染状況でございますが、ただ、病院等の状況を見ますとまだまだ安心できる状況ではない。

ましてや、変異型ウイルスの感染拡大が、また夏にも想定されるのではないかと。このように専門家の中でも言われております。

これは北海道でも同様の専門家の中の発言もあります。

私は、改めてこの江差町としても、今後道内で、またこの道南で感染者が急増すると、そういう場合に入院等の施設が無くて、自宅療養している、そういう患者の対策、このことについてしっかりとやっていく必要があると思います。

ご存知かと思いますが、最近新聞でも報道されております、新ひだか町、更にはむかわ町、こういうところで町独自で対策をとっております。

いわば、感染にいたっても療養、自宅療養といっても自宅が狭い。もしくは自宅

に高齢者がいて、これは大変リスクが大きい。そういう場合にとても自宅で療養できない。それを自治体としてしっかりと確保する。

むかわ町の場合は、これは感染者だけじゃなくて濃厚接触者の対策も、むかわ町としては挙げられておりました。

いずれにしても、私は今道南で落ち着いている、この現状をしっかりと時間を使って、江差町としても検討する必要があるのではないか。

このことについて、町長の見解を伺います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からの新型コロナウイルス感染者で、自宅療養とされた患者に対する江差町独自の支援についてのご質問にお答えいたします。

令和3年6月1日付の北海道新聞に掲載された新ひだか町の支援内容は、感染者で自宅療養となった方のうち、同居家族等への感染の危険が高い方を、静内病院に併設され、3月に閉鎖した旧老人保健施設を使い、療養するものであります。

参考までに、新ひだか町の場合を見ますと、宿泊療養施設となるホテルは第3次医療圏である札幌市内のホテルであり、相当な移動時間がかかる状況ではないかと推察しております。

そこで、感染者の治療においては、入院、宿泊療養、自宅療養の3つがありますが、入院による医療提供が基本であり、軽症や無症状者は宿泊療養となります。

江差町で感染者が発生した場合は、症状等により、江差保健所が入院や宿泊療養の調整をしております。

宿泊療養は函館市内のホテルが2棟用意されており、更に1棟が準備状況にあります。

現在の道南圏の状況は、医療、宿泊療養共に現状の感染状況では充足されているものと考えております。

しかし、今後の感染者発生状況によっては、医療へのひっ迫も懸念されますし、函館市内の宿泊療養施設であるホテルの入所者数などを見極める必要があります。

状況によっては、保健所や振興局と協議をしたうえで、江差町としての対応について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

町長あの、私申し訳ない。新ひだか町のことについては、質問の通告にも書きましたが、当然ご存知かと思いますが、先ほど言いました、感染者の対策とこれは密接につながってきますが、濃厚接触者の対策、これも連動してやはり対策する必要がありますが、それも視野に入れたという事で、視野に入れてるという事で、つまり感染者対応だけではなくて、濃厚接触者も視野に入れた対策も検討するというふうに受け止めていいのかどうか。その点について確認したいと思います。

(議長)

誰だや。

副町長。

「副町長」

小野寺議員さんの方は、今、入院であればちょっとあれですが、軽症であれば道立病院さんであったり、そして中等症以上であれば函館。そして、自宅療養の部分については函館のホテル2か所。更に1棟が今準備段階にあると、こういうことでございますが、江差町の濃厚接触者の方について、自宅にいないで濃厚接触者を収容する場所を検討するかどうかという、こういうご質問でよろしいでしょうか。

それは、函館市内のようにホテルが沢山あったりですね、色んなところとまた違うわけでございますので、いずれにしましても、ホテルに対応しているところは檜山振興局の職員であったり、渡島振興局の職員、保健所の職員、そして医療従事者もそこには対応していると、こういうことでございますので、今この場でですね、濃厚接触者の部分についての対応まで行けるかどうかというのは、ちょっとお約束できませんけども、道南圏域の全体の状況もございますので、振興局なり保健所ともちょっと協議をさせて頂きたいなど、このようなところで止めておかせてもらいます。はい。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、よろしく願いいたします。

では、2つ目に移ります。

表題は町のエネルギー政策を明らかにして、洋上風力事業の取り組みをとということで、町長にお聞きするということで通告しております。

今年、町広報に、3月に風力発電、洋上風力の発電の概要が載せられ、そして4月に町民の説明会がありました。

私も議会で何度も、この問題については個別の問題、現在個々の事業者が出して

いる洋上風力の問題点。それから国の進める今の状況、個々の問題で言うと、低周波、超低周波、景観の問題、漁業に対する影響等、これは町民の説明会の中にも特に景観の問題が大きく出されております。

個別の対応についてはまたしっかりとやっていく必要があるということで、今日は、その大前提として、私は個々の対策それはそれで必要ですが、町としてしっかりとしたエネルギー政策を設定する必要があるのではないかと。そういう立場で質問を組み立てております。

ご存じのとおり、今、国でも各種のエネルギー政策の色々な計画が出ております。

直近で言いますと、2050年の温暖化ガス排出量、これを実質ゼロにするということで、今の現内閣が目標設定しておりますが、改正地球温暖化対策推進法、これが成立しております。

現在脱炭素の実現のためにということで、今まで以上に洋上風力発電を含めた再生可能エネルギーの必要性が更に大きくなってきております。

この檜山では、洋上風力発電の位置付けが改めて大きくなるのかなと思います。その点で2点お聞きしたいと思います。

まず、先ほども申しましたが、江差町として洋上風力発電事業を進めるうえで、先ほど言いました、地球温暖化対策推進法、改正ですが、これに基づく、この計画、法律の中に、地方公共団体実行計画というものがあります。これは先ほどいった法律の改正前からある規定であります。こういうものを江差町として策定して、基本的な江差町がどういうエネルギー政策をとるのか。これを明らかにすべきだと思っておりますが、この点について町長のお考えをお聞きしたい。

それから2つ目であります。そもそもどういう法律に基づこうが、町のエネルギー政策の基本をどこに置くべきか。

このことは、先ほど言った計画を作るか作らないか別としても、しっかりと寄って立つべき考え方を持つべきだと思っております。

これはこの間、色々な研究家、研究者または政府でも言われております。地域にあるエネルギー資源の有効活用により、自立分散型のエネルギーシステムを構築する。これを説明すると中々時間が必要ですので、割愛させていただきますが、こういう観点、これは先ほど言いましたが、国の、経産省等で進めております。こういう考え方をしっかりと江差町としても執るべきだと思っておりますが、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小野寺議員の２問目、町のエネルギー政策を明らかにし、洋上風力発電事業に取り組むべきとの質問にお答えいたします。

国の洋上風力発電事業を推進する上で、一つは、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定と、町としてのエネルギー政策策定に関しての考え方でございます。

議員のご指摘にもありますとおり、国は昨年１０月に２０５０年カーボンニュートラルを宣言し、改正地球温暖化対策推進法では、地球温暖化対策を推進する上での基本理念を新設したことをはじめ、地方公共団体には個々の自治体で作成する実行計画に、施策の実施に関する目標の追加を定めることなどが盛り込まれております。

また、先日のマスコミ報道にもありましたとおり、国、地方脱炭素実現会議では地方を巻き込んだ地域脱炭素ロードマップ案も近く提示予定となっております。

江差町といたしましても地球温暖化対策を推進する上で、実行計画やエネルギー政策全般に関する計画策定の必要性は認識しておりますが、江差町における総合的なエネルギー政策について、しっかりと知見を積み上げていく必要があることから、現時点で明確に策定期間や内容を言及できる状況ではないことをご理解願います。

次に、洋上風力発電事業を推進する立場として、地域にあるエネルギー資源の有効活用により、自立、分散型のエネルギーシステムを構築するとする国も進める政策を基本とすべきとのご質問でございます。

ご質問の趣旨であります、自立、分散型エネルギーに関しましては、比較的小規模で、かつ地域に分散している再生可能エネルギーなどの総称であり、従来の大規模集中型エネルギーと相対的な概念と言われております。

２０１８年９月の胆振東部地震によるブラックアウトで経験したとおり、現在の大規模集中型電力システムは災害時に不安を抱えることから、注目されているのは理解しておりますし、町としても注目をしているところでございます。

江差町といたしましては、洋上風力で発電された電力について、地域への供給源とするシステムの構築は可能と認識しており、計画が具体的になり、町として計画への意見を伝えられる機会が来ましたら、是非、追求してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、洋上風力発電事業は、地球温暖化対策という大きな役割とともに、自治体にとっての地域活性化にも寄与するものと考えています。

今後とも地域住民をはじめ議会や北海道、国との情報共有と意見交換を密にしながら、檜山沖洋上風力発電計画の推進に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。

小野寺議員、3問目。

「小野寺議員」

今の2問目で簡単に再質問いたします。

2つ目の部分ですが、これは課長が答えるのかもしれませんが、自立という部分。自立分散型のエネルギーシステムと言いましたが、その自立という部分。これは今、国が進めようとしているのが残念ながら、企業とある意味国です。地方自治体の声というのが限りなく届かないシステムです。

そこをいかに頑張って、地元、これはもちろんこの間の計画で言うと、檜山各町ということになるかと思えます。

また、それにかかわる色々な漁協等の関係団体もかかわると思いますが、そういうところがいかに、自分達の考え方をしっかりと事業者に届けれるか。そして、地域にその電力を、先ほど町長ありました。地域としてどうやって、主体的に使っていくか。そういうことを届けるようなシステムを今から、しっかり言っていかなかったら、秋田、長崎等々、今進められてるやり方は全く事業者と国とで進めている部分に、中々自治体の声が入りづらい。そうなってます。まあ実態は。

是非、その点について、しっかりと江差町としても進めていきたいと思えますが、もしコメント等があればいただきたいと思えます。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

小野寺議員から自立分散型に関してですね、江差町もしっかり意識を持って、事業者伝えていけるような形をとるべきだというお話がありました。

道南のとある町は、民間企業と今大規模事業者が停電になった場合に、蓄電池を設けながら地域に電気を供給するというような方策をとる方向でというマスコミ報道がございました。

先ほど町長からの答弁にもありました通り、洋上風力今後先の話です。こういった電気関係も日進月歩ですから、洋上風力からそういった地域、あるいは地域の施設だったり、地域全体に発電した電気を供給できる体制を整えるのかもしれない。

是非ですね、今後、洋上風力の場面では、そういった町のなんというか、町の考え方を事業者に伝えられるようにしっかり構築していきたいと思えますので、ご理解頂きたいと思えます。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

3点目に移ります。

前回、議員協議会でも若干質疑させて頂きました。公共交通のあり方についてであります。

改めて、一般質問として取り上げたいと思います。

現在の、特に函バス、函館バス等によって、色々じゃつきされる公共交通の関係、法律としては公共交通活性化再生法というのがありますが、これが昨年改正されまして、現在進められている各種の計画が大きく内容が変えられております。

今回の函館バスに限らず、地域の公共交通のあり方について、その新しい、改正された法律、それによって進められていくこととなります。

それで2点お聞きします。

1つ目として、先ほど言いました改正された法律、公共交通の関係ですね。その中に、継続して、大枠は同じなんですけど、中身が結構変わっております。

地域公共交通計画、これしっかりと作っていかないと今後どういう公共交通体系にするかということが、色んな国のお金の関係、制度設計、中々難しいということになっています。

まず、基本的に江差町として、どういう、当然策定するということになると思うんですが、検討段階なのかお聞きしたいと思います。

それを前提なんですけど、2つ目として、何回も言っております。交通弱者という言葉はあまり使いたくないんですが、実は国の法律、基本法があります。交通政策基本法というのがあります。国はこうあるべきだ。

法律で何言ってるか。高齢者、障がい者、妊産婦、その他の者で、日常生活または社会生活に身体の機能上の制限を受ける者の、及び乳幼児を同伴する者が日常生活及び社会生活を営むにあたり、円滑に移動することができるようにするため、ちょっと中略ですが、必要な施策を講ずるものとする。と法律になっているんですが、実際これ、ほとんどこういう地域を見ると、通院が大変だ。買い物が大変だ。タクシーで函館行くにしたって大変な金額がかかる。4万、5万かかる。とてもでないけれども、交通政策基本法でいっている、必要な施策を講ずる者とする。こんなことになっていない。もう多くの困難が残っております。

残念ながら、国がこういう、国の基本法に載ってるようないわゆる弱者に対する責務を果たさないのであれば、可能な限り地方自治体が支援していくと、で全国的には自治体が相当苦勞して、自治体独自でやっているとところが沢山あります。

江差町も先ほど言った、地域公共交通計画を作る場合には、国がいて、魂が入らない。こういういわば交通権、移動権という言い方をしていますけれども、それ

をしっかりと江差町が盛り込むと。

こういう課題、是非対策をとって頂きたい。

このことについて、町長の見解を伺います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の3問目、公共交通計画策定に関するご質問についてお答えいたします。

1点目の、地域公共交通計画の策定について、どのような検討段階にあるのかというご質問でございますが、まずは本計画の概要から説明いたします。

地域公共交通計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定計画となっており、地域公共交通の現状、課題を整理した上で、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通のあり方、町民、交通事業者、行政の役割を定めるものでございます。

計画の策定は、法律により努力義務化されており、従来の公共交通サービスに加え、自家用有償運送などの地域における多様な輸送資源を計画に位置付けることで、地域の移動ニーズによりきめ細やかな対応を施していくものでございます。

江差町といたしましては、町民の利便性向上、交通政策経費の最適化を目指すべく、函館バス株式会社及び有限会社桧山ハイヤーを交通政策における基幹的な公共交通機関と位置付け、現在、地域公共交通における課題を整理し、解決に向けた道筋をつけるべく、今後の取組に向けた精査を行っているところでございます。

次に多様な住民を念頭に、円滑な移動を盛り込むよう対策を取るべきとのご質問でございます。

高齢者等に対する地方自治体としての支援策についてでございますが、まず、江差町における地域公共交通の大きな課題といたしまして、公共交通機関の利用者の減少、町内における公共交通空白地帯の未解消といった公共交通サービスの低下などが挙げられるところでございます。

現在、策定に向けて取り組んでおります地域公共交通計画においては、町民の地域公共交通に対するニーズをしっかりと把握しつつ、課題及びその解決策を計画に位置付けることで、江差町と交通事業者等が協力し、よりよい地域公共交通を実現する取組を推進していく必要があるものと考えており、計画を策定するからには、より多くの住民の利便性を高める、実効性のあるものを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、いいですか小野寺議員。
小野寺議員。

「小野寺議員」

ちょっとその点で再質問いたします。

これ多分課長答えるのかもしれませんが、ちょっと計画の検討段階について、少し、もう少し課長教えて下さい。

ちょっとこれ分かりませんが、国の方では毎年一定の期日定めてやるんでしょうかね。去年は、この計画ですよ。各市町村が計画を出す場合は、上げて下さいねってよくやる手ですけども、去年は11月の13日に国の通達が入って、かくかくしかじかの計画書を出せと。

これ計画を作らないと今後色んな意味で、先ほど言ったけれども、国からの補助金等、引っ張るにしても、この計画があってこの公共交通の関係のお金が入るということになります。

すぐそれが無いにしたって、やはり計画がなかったら物事が進まないんですが、今どんなふうに国との関係はなっているのか、教えてください。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

国との関係と言いますが、国からは努力義務ということでこの計画になってます。

ただ、小野寺議員がおっしゃるように、この計画を策定しなければ、例えば乗合バスの毎年お願いしている補助金、そういったところにも指をさしてきてるという状況でして、町とすれば、ここ2年間をかけてそのしっかりとその計画を作り込んでいきたい、というふうに考えております。

今年4月から、北海道から職員を1名派遣して頂きながら、この公共交通計画しっかりとやっていきたいと思っておりますし、近々、法定協議会も立ち上げながら、取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。分かりました。

4番目に移ります。

これも町長ですが、表題プラスチック等、資源ごみ対策について、町長の決断を、正しく決断を求める質問であります。

何度もこの問題、10年20年続けております。今の照井町長になってからも何度も、衛生処理組合の議会も含めて、出しております。

今回、新たに国の方では、従前の資源化問題にプラス、プラスチックが法律で定められました。プラスチック資源循環促進法と略称で言うんでしょうか。これが成立しまして、来年から施行でしょうか。

家庭から出るその食品トレイ、おもちゃ等が自治体で一括回収すると。一部事務組合ということもあるかもしれませんが、この南檜山では、各自治体でしょうか。江差町が一括回収すると、要請されるものであります。これは微妙なことです。

で、プラスチック製造事業者の生産者責任ということが、全く不徹底。国の財政支援なし。これは従来の資源ごみと同じなんです、とにかくね、自治体に押し付けというのが残ってるんですが、しかしプラスチックの資源ごみをなんとかしなければならぬということは、これは緊急の課題、避けられない課題だと思います。

江差町は、プラスチックの問題を言う前に、そもそも、そもそも自治体による資源ごみの分別回収がされておられません。個々の、個別のものはやっておりますけれども、基本的に集団回収、やってる所やってない所、色々ありますが、回数多い少ない。そういう支援もまったく不十分。

先ほど、私も取り上げてきたと言いましたが、時間がまったく止まっております。この問題。

プラスチックを含めた資源ごみ対策、是非、町長の決断。実行する。これが求められていると思います。

町長のお考えをお聞きします。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員のご質問、プラスチックなど資源ごみ対策について町長の決断をとのご質問にお答えいたします。

町で現在実施している資源ごみの回収は、町内72か所に空き缶ボックスを設置しており、今年度も町内会へ新設、改修3基分の設置助成の予算を計上しております。ペットボトルボックス現在19基設置しており、今年度3基を設置する予定であります。

また、小型家電の回収も町内2か所で実施しており、町のホームページで資源リサイクルの推進として、それぞれの品目の回収方法や、ボックスの設置場所などを更新し、今月から掲載をいたしました。

町内会や子供会独自で実施している古紙、段ボール、ビン類等の集団回収については、現在13町内で取り組んでいただいておりますが、未実施の町内会等へは、町内会等が収入を得ながら、直接的に回収業者と契約を結ぶよう町として情報提供を積極的に行ってまいります。

町内会等で集団回収できない資源ごみについても、町としてできるものを精査し、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

プラスチック資源循環促進法については、6月4日に可決、成立しました。

事業者へ使い捨てのストローやスプーンなどを有料化するか、素材を紙や木などに切り替えるよう対応を義務付けていることや、自治体に対しましては、プラスチック製の文房具やおもちゃなどを菓子袋などと一緒に資源ごみとして回収するよう求める予定とのことで、来年の春から施行される見通しとなっております。

プラスチックを含めた資源ごみの回収につきましては、町としても避けて通れないものと認識しておりますので、南部桧山衛生処理組合や組合構成町とも情報共有しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

ちょっと小野寺議員、今昼だけけれども、あと1問で終わりますか。プラスチックのごみの問題。

それで終わる。

「小野寺議員」

いや、再質問します。

(議長)

再質問で終わりますか。

はい。

小野寺議員。

「小野寺議員」

町長、資源ごみに関しては、もう衛生処理組合ではしないで、各自治体でやるということの一定の踏ん切りをつけたんじゃないんですか。

プラスチックごみに関しては、また衛生処理組合と相談しながらやるということは、もう一回枠組みを衛生処理組合が、この資源ごみについてなんらかな形で回収するということも検討するということなんでしょうか。

で、そもそも、資源ごみは法律で絶対的な縛りはないけれども、個別収集ですよ。今。個別収集が当たり前。ボックスをどこかにボンボンと作ったから、そこに持っていけなんてね、そりゃあ江差町なんぼかやってますよ。だけど、これは5年前、

10年前。今は基本的に収集ですよ。

で、そこを言ってるんですよ。

だから、すぐそこに行かなくても、もう少しきめ細かな資源ごみ回収をできないのか。

一部事務組合で難しいという一定の判断がついたらしいですよ。

だから各自治体で資源ごみ回収をしましょうと。また変えたんですか。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

資源ごみの回収。まあ品目を増やして回収、町の方でというようなご質問かと思えます。

現在、町で回収または町内会等での集団回収も含めて、空き缶、ペットボトル、新聞紙古雑誌、段ボール、ビン類、燃やせるごみ、燃やせないごみ等は回収している現状でございます。

それ以外で、細かい分別となりますと、生ごみだとかプラスチック製容器、古着だとか紙パック、有害ごみ、配食油等がございますが、町長答弁にもありましたように、町としてストックヤード的な保管場所の問題だとか、回収する回数だとか、運搬をどのようにするか等の課題もございますが、答弁にもありましたとおり、出来るものを整理しまして、実施に向けて協議検討してまいりたいと思いますので、ご理解願います。

また、繰り返しにもなりますが、少しでも多くの町内会に集団回収を実施してもらえよう、町として支援をしてまいりたいと思いますので、ご理解願います。

(議長)

いいですか。

小野寺議員、これ5番目の質問に入るんですか。

「小野寺議員」

はいはいはい。5番に入ります。

(議長)

入るんですか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

いいですか、入っても。

「小野寺議員」

いいんですか、5番に入って。

(議長)

小野寺さんはいいですか。

「小野寺議員」

私はいいですよ。

(議長)

そしたら手短に、5番を。

「小野寺議員」

皆さんいいんですか。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、では5番やります。

いずれにしてもね、4番、結局ね時間が止まったまんまですよ。頑張って、なんとか対策をとって下さいよ。時間を進めて下さい。

5番入ります。

ヤングケアラーの実態と対策はということを起こしました。

町長に質問したいと思いますが、必要な場合、教育長の方にもご答弁を願えることもあるかもしれません。

18歳未満の子どもが家族の介護や世話に追われる。いわゆるヤングケアラーについては、この間、マスコミ等でも大きく取り上げられ、国の方でも調査等が行われました。

厚生労働省、文部科学省、両省で4月に公表されました中高生を対象とした実態調査。中学2年生の5.7%、全日制の高校生2年生で4.1%が世話する家族がいると回答しております。

親に代わって幼い兄弟のケアをする姿も浮き彫りになったと思われまます。

国の報告では、保育サービスに加え、家庭での家事や子育てを支援するサービスが必要と述べてもおります。

以下、2点お聞きします。

江差町内の実態について、どのように把握されているのでしょうか。まだ国の要請を受けて調査ということにならないかもしれませんが、現状を教えてくださいと思います。

さらには、この間、なんらかな形で江差町として対策が行われているのでしょうか。それがあれば教えてくださいと思います。

以上です。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小野寺議員のヤングケアラーの実態と対策についてのご質問にお答えいたします。

小野寺議員ご承知のとおり、ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされております。

また、厚生労働省と文部科学省の両省において、昨年12月から今年1月にかけて中学、高校合わせて1,350校を抽出し、初めて実態調査を行ないました。

本年3月末に調査結果が公表され、中学2年生の5.7%である17人に1人、高校2年生の4.1%である24人に1人が、ヤングケアラーと思われる子どもとして調査結果の報告がされました。

さて、小野寺議員からヤングケアラーの関係で2点の質問がございました。

1点目の江差町内の実態について、どのように把握されているのかについてでございます。

昨年度、厚生労働省よりヤングケアラーの調査があり、江差町では1件の報告をさせていただきました。

いくつかの項目がありますが、家族に代わり、幼い兄弟の世話をしているに該当させて報告しております。

把握方法でございますが、江差町要保護児童対策地域協議会で登録されている家庭を報告させていただいたところでありますが、調査報告書にもありますが、家族や周囲の大人に子どもがヤングケアラーである認識がないという調査結果もあり、ヤングケアラーの把握は非常に難しいものと思っております。

次に、町の対策として、どのような施策がとられているのかというご質問でございます。

ヤングケアラーの対策に特化した施策はありませんが、ヤングケアラーに有効な施策として、経済支援では、子どもの給食費補助、保育園や医療費の無償化やひとり親への支援、情報収集として、学校における児童、生徒の家庭環境の把握、江差町要保護児童対策地域協議会での情報共有が有効と思っております。

要対協の構成メンバーには、児童福祉機関として、児童相談所、健康推進課、町民福祉課、民生児童委員協議会などの関係機関。保健医療機関として、江差保健所や檜山医師会などの機関。教育機関として、教育委員会や幼稚園、小中学校などの機関。警察、司法機関としては、警察署や人権擁護委員協議会などで情報共有を図りながら、必要な施策や見守り活動を展開しているところでございます。

最後になりますが、ヤングケアラーについては、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、子ども本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、支援が必要なヤングケアラーには、関係機関、団体が綿密に連携し早期に発見して、適切な支援につなげる取組が求められるとされています。

現在、国では、経済財政運営と改革の基本方針骨太の方針にヤングケアラー支援の強化を盛り込み、来年度からの本格実施を目指す予定との報道もあります。

江差町といたしましては、国の動向を見極めつつも、町内におけるヤングケアラーの実態を早期に把握することが重要だというふうに考えております。

今後、実態把握のために、調査の方法やそのあり方を関係機関と連携して模索していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(議長)

いいですか、小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、終わります。

(議長)

以上で、小野寺議員の発言を終わります。

1時15分まで休憩いたします。

休憩 12 : 12

再開 13 : 15

(議長)

昼前の休憩に引き続き、議会を再開いたします。

次に小梅議員の発言を許可いたします。

小梅議員。

「小梅議員」

それでは早速質問させていただきます。

まず、介護予防に関するチーム江差についてお尋ねします。

チーム江差とは耳慣れない名称だと思います。

高齢化が進む地域の中での、見守り、支え合いを目的に、生活の変化や困り事など、小さな気付きの情報提供をお願いしているお店や事業所の皆さんのことです。

その大切な役割を持つ加入店が、最近減少しているとのことで、今後の事も含んで、その対応をお聞きいたします。

まずその減少の原因は、閉店または廃業によるものなのか。

平成25年の12月に立ち上げられたチームですが、それ以降、新しい新たな加入の案内はどうなっているのでしょうか。

それから現存の加入店には、目的と継続確認のお願いはなされているのでしょうか。

中には忘れてしまっているお店とかもあると思います。

それから、登録の中で、名簿には町内会連合会とか老人クラブ連合会の大きな組織も載っていますが、それぞれの単位町内会の方が対応が良いのではと思うのですが、如何でしょうか。

それと代表者部会は何人で構成されているのかお聞きいたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小梅議員の1問目、チーム江差についてお答えを申し上げます。

まず、チーム江差とは、北海道が認知症の徘徊対策として推進していた、認知症の人と家族を支える南檜山地域SOSネットワークを、認知症だけでなく全ての高齢者が安心して暮らせるよう、団体や事業所などを含む全ての町民が日常生活や業務の中で地域の高齢者の異変に気付いたときは、地域包括支援センターに連絡してもらい、迅速な対応や相談につなげていく仕組みに再構築した事業です。

SOSネットワークは、医療介護、ライフライン、宅配サービス業に限られておりましたが、チーム江差では商工会加盟の事業所にも参加協力を依頼し、120近くの関係機関や事業所の加入承諾を得て、町内全域に見守りと支え合い活動を広げたところです。

しかし、ご質問にあるとおり、近年は閉店による加盟店が減少となっております。

本年度は、事業開始当初に参加協力承諾の確認が取れていなかった事業所もあることから、あらためて協力をお願いしたいと考えております。

2つ目の継続と目的確認のお願いについてでございますが、加入先には年間10

回程度開催されている認知症カフェの開催を案内するFAX送信票に、毎回見守り活動への協力をお願いする一文を掲載することで理解を求めています。お便りを発行するなど、あらためて理解と協力をいただけるよう働きかけをしております。

3つ目の町内会連合会ではなく、それぞれの単位町内会がいいのでは、というご質問ですが、先般あらためて町内連合会の事務局と、これからも協力体制を持って取り組んで頂くことを確認させていただきました。

今後にご指摘のとおり各町内会単位にも、その都度周知することとし、活動を地域に広めてまいります。

最後の代表者部会の人数に関するご質問でございますが、正しくは代表者会議で高齢者福祉に関係する機関や警察署、消防署など、19の関係機関で構成し、様々な分野で取り組まれている活動や情報交換する場として年1回程度開催しております。

最後に、地域全体の気づきを基本として、無理なく誰もが見守り支え合う活動を地域に定着させることが重要です。

これからも、様々な機会を通じて、町内各所に対して丁寧な活動の周知と協力を求めてまいりたいと考えておりますのでご理解頂きたいと思っております。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

ありがとうございました。

1つだけ。

なんかお知らせをFAXとかそういうので確認しているということだったんですけど、包括の方では生活支援コーディネーターさんという方が、各地域、町内とかを回って困り事相談とか色々受け付けているんですが、その方達の活動の一環の中に入れて、その地域のお店とか事業所とか、ちょこっと顔出してお願いしますって、そういう方がFAXよりはずっと効果があると思うんですよね。

コーディネーターさんも大変だと思いますけれども、困り事相談、高齢者の家ばかりでなくて、それを対応して下さってる、近所で見守っているお店もその町内には何軒もないもんですから、ちょっと立ち寄ってお願いしますねってこと位は、声掛けした方が良く思うんですが、その辺如何でしょうか。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

今、小梅議員の方からご指摘あった点ですけれども、課の中で一体となって、コーディネーターそれから職員も各事業所とか、色んな団体と会う場面ありますので、そういうところでは丁寧をお願いをしてまいりたいと思いますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

はい、いいですか。

はい、2問目。

「小梅議員」

それでは2問目です。

やはりこれも介護予防の方ですけれども、配食サービスについて伺います。

第7期の高齢者福祉計画の中で、大事な介護サービス基盤である配食サービスの利用が全くない状態でした。

要望が無かったのか。また、あっても出来なかったのかは定かではありませんが、結果としては、介護予防の日常調査では、低栄養の該当者はほとんどないという結果を見て、ああやっぱり必要性がなかったのかなと納得したところなんです。

それでも、第8期の目標を300食として設定してるんですけど、どんな構想を持っているのかお聞きします。

(議長)

町長。

「町長」

小梅議員からの2問目、配食サービスに関するご質問にお答えいたします。

この度、第8期計画期間中に構築しようとしている配食サービスは、介護予防事業の一環として、安心して住み慣れた家に住み続けられるよう支援するため、町内で配食サービスを提供している業者とは競合することなく、食事の提供と合わせて健康状態の確認などの見守りなどを連携協力することを目指しています。

目標値が300食となっておりますのは、計画初年度の目標値で、現段階では、事業対象者を総合事業対象者のうち食事調理が困難な単身高齢者等を想定し、年間150食2名分程度を提供した場合の食数となっております。

配食サービスにつきましては、現時点で配食サービス事業者が対応できる曜日や時間、個数が限定的であることから、まずは現状の配食サービス時にどの程度まで健康状態や生活の変化などを見守ることができるかどうか、どの範囲まで網羅することができるかなど、配食サービス事業者と一緒に試行的に取り組むことで課題を

探りながら、第8期計画期間中の3年間で、江差町の実情に応える制度とできるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

(議長)

いいですか。
3問目ですね。
小梅議員。

「小梅議員」

それでは3問目いきます。
消防の119番通報世帯番号導入についてでございます。
119番通報世帯番号は、上ノ国町で昨年から導入されております。
火事と救急は119番と大きな字で、その下に町内会名と数字が書かれたステッカーが、各家庭の目立つところに貼られています。
救急の場合、町内名と番号だけで場所が伝わります。名前も番地もありません。
各町内会との協力で導入に至ったようですが、導入前と比べて場所の把握や出動時間の短縮につながっていると報告されています。
高齢者の独居者が多い中、救急の時にそこに居合わせた者が、通りすがりの人でも詳しくその事情を知らない人でも通報できるのはとても便利だと思います。
地域性の違いもあるでしょうが、江差町では、この通報世帯番号導入をどのように考えますでしょうか。

(議長)

町長。

「町長」

小梅議員の119番通報世帯番号導入についてのご質問にお答えいたします。
上ノ国消防署での119番通報世帯番号導入は、町内が広範囲であることや、住居が散在しているなどの地域特性と、署員の若年化や町外出身署員の増加で、救急等の要請があった場合、地図での住所特定に時間を要し、出動が遅れることがあったことから、賛同を得た町内会で導入していると伺っております。
江差消防署においては、上ノ国町のように地理的にも広範囲というわけではなく、どちらかというと住居等も密集していること。また、電子地図検索ソフトを利用し、パソコン上で詳細な場所まで特定し出動する体制をとっており、到着遅延などの問題は生じておりません。
今のところ世帯番号導入の予定はございませんが、今後、必要と思われる状況となった場合には、参考にさせていただきたいと考えておりますのでご理解願いたい

と思います。

(議長)

はい、いいですか。

4 番目ですか。

はい、小梅議員。

「小梅議員」

それでは4 番目です。

先ほど萩原議員からも質問ございましたが、江差追分に関してでございます。

先ほどは、なんか追分会とか追分会の会員に関して、大会とかの事でしたが、私は、一般町民、追分の条例もあることから、その辺をちょっとお願いしたいと思います。

江差の名物、宝物、追分が身边から遠ざかっています。

コロナ禍で全国大会が2年連続中止となり、自粛を強いられる日常で練習もままならず、会員の意気も沈みがちです。

追分に親しもうの条例が制定されてますが、町民が追分に触れる機会も失われています。

そこで、かもめ島を舞台に広々と空間を取りながら、子ども達も一緒に町民での追分の大合唱は如何でしょうか。

皆でコロナの終息を願い、心を一つに大きな声を出すと元気になると思います。

お金もかかりません。大げさな準備も要りません。

7月のかもめ島まつりあたりにどうかなと思ってたんですけど、そのかもめ島まつりも中止になりましたので、9月の追分全国大会開催日頃にでも実現できたらなと思うのですが、如何でしょうか。

(議長)

町長。

「町長」

小梅議員から、コロナ禍による2年連続の江差追分全国大会の中止や、町民が追分にふれる機会が失われている状況を危惧してのご提案を含めたご質問であったと思います。

町といたしましては、江差追分に町民みんなで親しもう条例を制定していることから、感染対策の観点とコロナ終息の願いを込めて、かもめ島での町民大合唱を実施してはどうかというご提案だったというふうに思います。

議員ご指摘のとおり、コロナ禍による2年連続の江差追分全国大会の中止や活動

の制限により、会員や町民が江差追分に触れる機会が失われていることは、会員のモチベーション低下や追分離れにも繋がり、町の貴重な文化資源である江差追分の保存、伝承にも大きな影響を及ぼしかねないものと大変危惧しているところでございます。

萩原議員の答弁でも申し上げましたが、コロナ禍の中にあっても、少しでも会員の励みや町民が江差追分に触れられる機会をつくろうということで、現在、江差追分会で事業計画を協議しているところであり、その中で江差追分大合唱をYouTubeで配信するというような企画も検討されておりますので、小梅議員からのご提案につきましてもお伝えさせていただきます。

いずれにいたしましても、江差追分は町民の心の唄であり、まちの宝であることは間違いありませんので、町といたしましても江差追分会で決定された取組に対しましては、可能な限り支援をしていきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

(議長)

小梅さんいいですね。

以上で、小梅議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に出崎議員の発言を許可いたします。

出崎議員。

「出崎議員」

2点についてお伺いいたします。

まず1点目。

北の江の島拠点施設整備構想における南埠頭の扱いについて、お伺いいたします。

南埠頭を含めた北の江の島拠点施設の整備が進められようとしています。

南埠頭は、町づくりの観点からも重要な位置にあります。港湾施設の一翼を担っております。

江差港は檜山沖洋上風力発電事業が開始された時には、メンテナンス港としての役割も期待されています。また、防災上の役割もあります。

将来の江差港のあり方を見据えた上で、南埠頭が縮小することで港機能を損なわないような配慮が必要と考えますが、如何でしょうか。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員からご質問のありました、北の江の島拠点施設整備構想における南埠頭の扱いについてご答弁を申し上げます。

ご承知のとおり、江差港は昭和28年に地方港湾の指定を受け、主に檜山南部の鉱業資源などとして、また近年では渡島半島日本海側南部の大型風力発電機の荷揚げ港など、特に産業活動を支える重要な物流基盤としての役割を担ってきました。

現在の江差港整備については、平成14年3月に策定した江差港長期構想計画に基づいたものとなっております。

計画で示されたゾーニングを大まかに分類しますと、新北ふ頭と北ふ頭を物流ゾーン、中央ふ頭を漁港ゾーン、フェリー、防災ゾーン、南ふ頭を生活、観光ゾーンと整理されています。

北の江の島構想推進にあたっては、こうした江差港長期構想の整備イメージに十分配慮し進めてまいります。

議員からは、江差港が洋上風力発電事業が開始された際にメンテナンス港としての役割を損なわないよう配慮をとのことでありますが、計画に基づきますと、そういった役割は物流ゾーンとして新北ふ頭、北ふ頭がそれを担うと想定しています。

いずれにいたしましても、構想策定にあたりましては、函館開発建設部や現在利用している皆様などのご意見もしっかり拝聴しながら、北の江の島構想の実現により、生活、観光ゾーンと位置付けられている南ふ頭の利活用を高める事業展開を模索してまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

分かりました。ありがとうございました。

2点目についてお伺いいたします。

サツドラ社の公共交通分野での知見についてですが、包括連携協定を締結し、民間の知見を活用して地域の課題解決を図ることは、新しい試みとしてその成果を評価いたしています。

広報えさし5月号で町長が述べられているように、今後のまちづくりにおいて、車を持たない町民への配慮はかかせません。

サツドラ社社長との談話記事によれば、同社は公共交通の部分で知見をお持ちのようですが、分かっている範囲で結構なのですけれども、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

出崎議員からの2問目、サツドラホールディングスの公共交通分野での知見についてのご質問にお答え申し上げます。

ご承知のとおり、江差町はサツドラホールディングス株式会社と昨年3月包括連携協定を締結し、この間、情報通信技術を活用した遠隔での健康増進を目指すテスト事業や、経済活動の好循環などを主目的に、地域ポイントカードEZOCA導入事業などに取り組んでまいりました。

サツドラは、高齢化が進む江差の課題解決は近い将来の北海道、あるいは国の課題解決にそのままつなげると考え、ここ江差で多方面に渡り実証実験を進めながら、江差モデルを確立し、全道展開につなげたいとしております。

サツドラが交通に関する知見を有するのかのご質問でございますが、同社自体が全てを担うのではなく、同社が事業の核となり複数の事業体を組み合わせた取り組みを目指すものです。

現時点では、江差町内の交通空白地帯において、情報通信技術を活用しながら、路線バスとタクシーの性質を併せ持つ交通システムである、デマンドバスを走らせる実証実験ができないかを議論しているところで、そこには江差町はもちろん、デマンド型運行システムを全国で手掛ける複数の企業や、公立はこだて未来大学にも参加していただいております。

いずれにいたしましても、江差町が抱える地域公共交通に係る課題解決の一つにつながる可能性がありますので、実現に向けた協議を続け、具体的に方向性が見えましたらあらためまして説明させていただくこととしております。

(議長)

いいですか。

はい、出崎議員。

「出崎議員」

ちょっと再質問ですけれども、サツドラ、ドラックストアの会社だと思うんですが、本来的なのところはですね。

なにかこれまでで具体的な取り組みやそんなことをされていたのか、そのあたりはどうでしょうか。

(議長)

はい、まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

サツドラがこれまでそういった事業展開をしてきた経過があるかというご質問だったと思います。

私達が知る限りでは、残念ながら持っていません。

ただ、こういったデマンドをやるにあたって、我々行政だけが、公共だけがやるのではなくて、民間の視点を入れながらやっていくということが非常に大切なんだろうと思っています。

今年の春から、年度前からサツドラの方で、そういうことを是非町と一緒にやってみたいというお話があり、4月以降、数度色んな打ち合わせをしております。

ただ、残念ながらまだこの議会の議場で皆さんにお知らせできるほどまでの煮詰まりになってございません。

皆さんにお知らせしながら、実施方法をお伝えできるようになりましたら、是非またご紹介したいと思いますので、ご理解頂きたいと思います。

以上です。

(議長)

いいですか。

以上で、出崎議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を終結いたします。

(議長)

日程第4、報告第1号、令和2年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第1号、令和2年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和3年度に繰り越ししようとする15事業に係る予算について、別紙、計算書のとおり繰越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、こ

れを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書2頁、3頁をお開き願いたいと思います。

令和2年度中に事業を完了することが出来ないことから、令和3年度への予算の繰越し、繰越明許費の議決をいただきました事業につきまして、繰越した予算額などを法令に基づき、報告するものでございます。

繰越した事業につきましては、地方創生臨時交付金の事業も含めまして、15事業でございます。それぞれの事業の繰越額や、財源内訳、それらにつきましては、議決された金額と同額であり、記載のとおりでありますので、詳細の方は、割愛させていただきたいと思います。

説明は簡単でございますが、以上となりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案説明の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上で終わります。

(議長)

日程第5、報告第2号、令和2年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第2号、令和2年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書につ

いてでございます。

令和3年度に繰越ししようとする港湾センター倉庫軒先撤去及び補修工事に係る予算について、別紙、計算書のとおり繰り越したことから、地方自治法施行令第146条の2第2項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

議案書の方は、6頁の繰越計算書になります。

報告第1号と同じく、令和2年度中に事業を完了することが出来ないことから、令和3年度への予算の繰越しをいたしました事業につきまして、繰り越した予算額など、報告するものでございます。

繰り越した事業でございますけれども、港湾センター倉庫軒先撤去及び補修工事でございます。繰越額、財源内訳につきましては、議決された金額と同額でございます。記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

以上となりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第2号については、以上で終わります。

(議長)

日程第6、報告第3号、出資法人江差町土開発公社に係る経営状況についてを議題といたします。

報告内容については、お手元に配布のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
以上で、報告第3号は終わります。

(議長)

日程第7、承認第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

承認第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分をいたしましたので、同条第3項に規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

高齢者施設及び介護保険施設従事者等PCR検査事業に係る経費につきまして、令和3年5月13日付けをもって、専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書は9頁の予算構成表をお開き願いたいと思います。

また、資料の方ですが、資料1頁目となりますのでよろしくお願いいたします。

専決処分いたしました補正予算第4号でございますが、事業は、高齢者施設及び介護保険施設等従事者PCR検査でございます。

事業内容といたしましては、やむを得ず感染が拡大している地域へ往来したり、また、感染拡大地域から家族が帰省したりした場合に、自宅待機を命ぜられる高齢

者施設や介護保険施設に従事する職員に対しまして、自宅待機期間の短縮や施設における感染防止等々を目的に、PCR検査費用を町が負担するという内容のものでございます。

検査機関は道立江差病院でございまして、対象事業所は資料に記載のとおり、22事業所、期間は今年度末まで、となっております。

補正額でございますが、月5人、11か月分といたしまして、118万円、全額地方創生臨時交付金を充当することとしてございます。

説明は以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

(議長)

はい。以上で、提案説明の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

小野寺議員。

「小野寺議員」

一応、専決ですが、5月の17日から来年の3月31日ということで、事業そのものは、期間、まだありますけれども、現時点で構いませんので、実績を報告して、いただきたいなど。

併せて、当然、今回のこの事業、事前の説明とか、それから、また具体的に適応になった部分が、当然、あるのかと思いますが、色々、事業者とのやりとりもあったかと思うんです。

その時点で、このPCR検査について、所謂先程も午前中、一般質問の中でありましたけれども、事業所から、所謂社会的検査と言いますか、感染の保健所の行政検査に行く前の色々な困難だとか、もしくは、行政に対する要望だとか、このPCR検査に関して、どういう声が上がっているのかも併せて、もし、届いていれば、教えていただきたいと思えます。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん議員」

はい。

5月の17日からスタートした本事業ですが、5月に4件、実際にPCR検査を受けた実績があります。6月は、まだ報告きていないんですが、今のところは、ないかと思えます。

各事業所の方からの要望とかというふうなお話だったと思うんですが、まず、先立って、新規入居者のPCRの検査がスタートしていて、プラスアルファで、今

回、職員ということでした。

各事業所の方には、説明書を持って、各事業所を訪ねて、今回、17日から行きますということで、説明をさせていただいたんですが、今のところ、いただいた言葉とすれば、心配していたところを、心配していたというか、疲れている職員が、1週間で復帰出来るということは、すごく安心出来るし、ということで、ありがたいんだということをいただきましたが、特にそれ以上ですね、の検査の部分については、要望というのはなかったかなと思っています。

(議長)

いいですか。小野寺議員。

「小野寺議員」

今回、この4月5月6月、少し下火と言いますか、かも知れませんが、いずれにしても、この檜山管内、江差も含めて、特に事業所は、大変な、所謂感染状況もありましたし、それから、その一歩手前の部分、結果的には、検査した後、陰性だったということもあります。とにかく大変でした。私の聞いている部分で言うと。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、今、国の方では、抗原簡易キットも各事業所に配っていますよね。要望があれば。配っているんですよ。ですから、それでも、確度からいけば、当然、PCR検査の方が高いですから、抗原検査キットをやるよりはPCR検査なのでしょうけれども。

でも、実際にある事業所で、色々お聞きしましたら、道立病院でPCR検査を実質的に行政検査としてはやってない。行政検査はあくまでも、いくら江差で感染者が出て、道立病院では、行政検査としてPCR検査をしないで、札幌、道立衛生研究所に持っていったるものですから、時間かかっているんですよ。

ですから、今回のこの件については、直、道立江差病院になっておりますけれども、総じて、PCR検査に関して、ある事業所の方は、非常に検査の確定するまで、大変な待機のことも含めて、もう、しんどい状況だったと。

これは、地元で道立病院があって、そこでPCR検査がやれる体制になっているのに関わらず、ましてや、保健所と道立病院では、行政検査をやるという契約を結んでいますから、行政検査の検査を道立病院で出来るんですよ。にもかかわらず、道立病院で行政検査をしないで、札幌に持って行っているという状況が、この地元で抱えているそういう色々な事業所でもあるということについて認識されているかどうか。

これは、町民の方々が、町民以外の方もいますけれども、町民の方々がそういうところに入って行って、大変な状況になっているということをしかりと行政も把握、認識して、そのことについては、保健所などにも要請して行くと、素早いPCR検査をやってもらいたいということについて、私は強く要望すべきだと思います。

が、その点について、ご存じかどうか、私の知識が間違っているかどうか、それも含めてご答弁いただきたい。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

2つに分けて、答弁させていただきます。

今回、事業所さんの、いわば、この介護施設の事業者の職員さんのやる部分については、役場として、町として、PCR検査を道立病院という一番身近なところでやることで、時間短縮で結果も分かると、こういうことになっていると。

ただ、小野寺議員おっしゃる部分について、少しかぶっている部分があるとするならば、こういう事業所に限らず、町民の中で濃厚接触者が発生した場合については、保健所が認める訳ですよ。濃厚接触者。こういった方々については、札幌に送る。よろしいでしょうか。

それから、もう1つ。

町もこの事業所さんの職員の部分のPCR検査を道立さんに契約をしてやっていただいておりますけども、町内で発生状況が飽和状態といいますか、色んなところの状況があるとするならば、若干、遅れる検査結果が来る場合もあると、こういうことでございますので、誤解のないように、私共はそういう認識しております。

以上でございます。はい。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

だから、結局、個人も、それぞれ自宅にいる方が濃厚接触者でも大変ですが、特に施設の場合に、施設の場合で濃厚接触者ということになった場合に、行政検査で札幌まで運んで、下手したら1泊2日というか、2日間延べかかりますよね。

札幌までPCR検査で送るよりも、なんで地元にある道立病院のPCR機械を使えば、すぐ、札幌に送るより早く分かるんですから。結局、その分かる時間のタイム時間がですね、結局、事業所としては、その間、その濃厚接触者はどうやって家庭に戻すのか。いやいや、事業所で泊めておいて隔離するかという、大変な体制が、時間が取られてしまうんですよ。

道立病院で検査すれば、それがもう限りなく短くなる。個人だってそうですけれども。

せっかく、道立病院にPCR機械があるんですから、是非、そこは、強く保健所

の方に要望して、行政検査も道立病院で出来ると。

道立病院も依頼があればやると言っていましたから。私、直接聞いてきました。

その点について、ご存じかどうか、私、問題意識が間違っているかどうか、再度、お聞きしたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の質問は、ちょっと、こう、整理してお話をしますと、今の、例えば、濃厚接触者のお話、例えば、施設の従業員、従事者の方が濃厚接触者になった場合、当然、PCR検査をして、陽性か陰性か判断をして、そこから対応が求められるんですけども、もう、そもそも、濃厚接触者になった場合は、その人は基本的には、2週間の自宅待機というのが基本にあるというところですね、あまり、その部分で濃厚接触者の方が1日2日、もちろん、それは、1日2日短縮出来るという議論もありますけれども、PCR検査が早く行われたから、すぐに、こう、陰性だったから職場に復帰出来るかというところではなくて、濃厚接触者になった場合は2週間の自宅待機というのは基本的にありますから、その部分については、あまり短縮にならないのかなと。

むしろ、発熱外来で症状が出て、かかった患者さんに関しましては、基本的にはPCR検査をして、陽性か陰性かで対応が大きく変わってくる。

その部分においては、PCR検査が迅速に行われ、それが行政検査として結果が出るという形であれば、もっと効率的なあり方が模索出来るのではないかなというふうには感じています。

いずれにいたしましても、小野寺議員のご指摘のようにですね、今、行政検査としてPCR検査は、札幌に送っているという現状があります。

小野寺議員がおっしゃるとおり、そのことによる時間的なロスというのも、我々は問題意識を共有しているのかなというふうに思います。

ただ、これを全て道立病院にお願い出来るかということをしっかり、道立病院のお考えを聞いたりですね、保健所のお考えを聞いたりというような状況を江差、まだとっておきませんので、今後、この地域でどのようなPCR検査が効率的で、そして、働く皆さんも地域の皆さんも、そして行政機関、道や保健所や道立病院も、無理なく出来る体制がどのようにとれるのかということをして今後、検討して参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

いいですね。

他に質疑希望ありませんか。

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

承認第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第8、議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法施行令の一部改正、保険税率の改正、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免特例に伴い、江差町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

税務課長。

「税務課長」（補足説明）

それでは、議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案書につきましては、19から21頁、資料につきましては、3から18頁の資料2となります。

まず始めに、本年度の国保税率の改定でございます。

内容につきましては、資料の15から16頁になりますが、国保税率に関しましては、北海道から示された、令和3年度の当町の国保事業費納付金額に各種保険事業経費や、国、道の交付金による収支調整を行った残りの額である必要保険税額に対しまして、世帯数、非保険者数、所得状況などを勘案して算定を行ったものでございます。

具体的には、令和3年度は納付金の減少は見られるものの、下げ幅が少ないことから、所得割の税率は据え置くこととし、また、北海道が示す統一保険税率に向けて、段階的に合わせる必要性から、均等割、平等割の割合を変更したもので、昨年度の税率と比較して、合計税率において、所得割の変更はございませんが、均等割が3万2,800円で1,900円の増、平等割が4万3,300円で2,200円の減となるものでございます。

次に、地方税法施行令に伴う改正でございます。

これは、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにより、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替などがされることに伴い、一定の給与所得者などが世帯に2名以上いる場合は、軽減措置に該当しにくくなることから、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないように、軽減基準額の見直しを行うもので、それぞれの金額につきましては、資料5頁の改正概要の8番と、資料16から17頁の法令改正に記載のとおりでございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症に伴う国保税の減免の特例制度に係る改正でございます。

今回の改正は、国保税の減免の特例の期間延長に伴い、令和3年度分の国民健康保険税について対象とするものでございまして、内容については、昨年度と同様となるものでございますが、制度概要につきましては、資料18頁に記載のとおりとなっております。

以上が、一部改正の内容となりますので、ご審議方よろしく願いいたします。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第2号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第2号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の定義変更に伴い、江差町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

議案第2号、江差町国民健康保険条例の一部改正について、補足説明いたします。
定例会資料19頁、資料3の新旧対照表をご覧ください。

本改正は、新型コロナウイルス感染症の定義変更でございます。

新型コロナウイルス感染症においては、変異種が出てきていることから、COVID-19（コビットー19）に限定された定義を変異種全てに適用出来るように、定義を変更しております。

本条例の施行日は、交付の日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、令和3年4月1日から適用となります。

以上、説明を終わります。

ご審議方、よろしく願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第2号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第10、議案第3号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第3号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免期間の延長、新型コロナウイルス感染症の定義変更に伴い、江差町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

議案第3号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書25頁、資料は21頁の新旧対照表をお開き下さい。

本改正は、新型コロナウイルス感染症対策の長期化により、令和2年度末までとしていた介護保険料の減免基準の適用期間を、令和3年度末まで延長すること。

また、新型コロナウイルス感染症に変異種が出てきていることから、COVID-19(コビット19)に限定されていた定義を変異種全てに適応出来るようにすること。

更に、令和3年度における税制改正に伴い、適切な減免対象となる合計所得枠判定を行うために、江差町介護保険条例の一部を改正するものです。

なお、保険料の減免による減収分は、国による財政支援も継続実施されるため、交付金による補填を見込んでおります。

本条例の施行日は、交付の日からの施行となりますが、改正後の附則第6条第1項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用となります。

以上、説明を終わらせていただきます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第3号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第4号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第4号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」（補足説明）

議案第4号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案28頁、資料は23頁をお開き下さい。

今回の改正内容は、2つの省令改正があり、1つ目の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の省令の改正において、省令第6条第5項において、同条第1項第3号を適用しない場合に確保することとされている連携協力を行う施設、または、事業所に特区小規模保育事業を加えることによる所用の改正を行うものでございまして、この省令改正につきましては、改正条例の第6条の文言を改正するものでございます。

次に、2つ目の障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、指定障がい福祉サービスの事業等人員、設備及び運営に関する基準の省令改正では、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定に併せて、利用者への説明、同意等及び記録の保存等に係る見直しを行うことによる改正を行うものでございまして、改正条例では、第49条の電磁的記録の条文を加える改正でございます。

併せまして、目次につきましても、改正するものでございます。

以上、2つの省令改正の対応方針に沿った改正を行うものでございます。

ご審議方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第4号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第5号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第5号、江差町特定教育保育施設及び、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに、特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、江差町特定教育保育施設及び、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」(補足説明)

議案第5号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案30頁、資料は25頁をお開き下さい。

今回の改正内容は、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに、特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の府令改正に伴い、府令第42条第5項において定める、児童福祉法第59条第1項に規定する施設に、特区小規模保育事業を加える改正があったことから、これらの対応方針に沿った改正を行うものでございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第5号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めま
す。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

2時30分まで、休憩いたします。

休憩 14:05

再開 14:30

(議長)

休憩を閉じて、再開いたします。
日程第13、議案第6号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第5号)につい
てを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第6号、令和3年度江差町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、北の江の島拠点施設整備構想策定や、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,611万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,355万2千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、議案書32頁、33頁をお開き願いたいと思います。

一般会計補正予算第5号でございますが、補正予算構成表は、地方創生臨時交付金の事業とそれ以外の事業とで区分して、それぞれ、まとめて記載してございまして、まず、一般事業の補正でございますが、最初に町有地購入促進奨励金でございます。

未利用町有地の売却を促進するために、購入された方が要件を満たした場合に奨励金を交付する制度を創設いたしました。この度、旧江差駅跡地に整備した宅地を購入した方で、要件を満たした方がいるので、交付する奨励金の補正をお願いするものでございます。

奨励金につきましては、建築契約を町内業者と締結した場合は80万、中学生以下の子供がいる場合は70万、転入者である場合には50万円を交付する内容となっております。今回は、中学生以下の子供がいる場合のみが該当となったものでございます。補正額は70万円、全額、一般財源でございます。

次に、ニシンチャレンジカップ実行委員会補助でございます。

資料は、27頁をお開き願います。

北海道教育大学函館校との連携事業の一環でございまして、ニシンを活用した地域づくりの取り組みに対して、補助をするものでございます。

取り組みに関しましては、実行委員会を立ち上げ、新たなニシン料理の創作やデジタル水族館、子供を対象としたニシンを用いたゲームを実施する予定でございます。補正額は154万円、北海道市町村振興協会の助成金が77万円で、残77万

円が一般財源でございます。

次に、江差町地域づくりポイント発行事業でございます。

資料は、28頁をお願いいたします。

サツドラホールディングス株式会社と連携したキャッシュレス化事業の一環として、購入額の一定割合が町に還元される江差エゾカードの発行を進めてございますが、その還元金を財源といたしまして、町の健康推進事業への参加者へポイントを付与する取り組みを進めるための経費でございます。補正額は60万8千円、財源は全額ポイント還元分を充当するものでございます。

次に、北の江の島拠点施設整備基本構想策定でございます。

資料の方は、29頁でございます。

拠点施設整備の基本的な方針を定め、施設の機能や規模、運営形態等に関する構想を策定するために委託をするものでございます。

委託先は総務省地域力創造アドバイザーである、事業創造株式会社の大山詠司氏で、デザイン支援といたしまして、函館蔦屋書店を運営しているカルチュアルコンビニエンスクラブ株式会社が参画することとなっております。補正額831万8千円、全額一般財源でございますが、地域力創造アドバイザーへの委託につきましては、特別交付税にて、最大で560万円が措置されることとなっております。

次に、コミュニティ助成事業、橋本町聖武山、山車改修補助でございます。

山のみすおおのぼりの新調や、行燈等の電気工事一式、屋台雨具の整備などの経費について補助するもので、コミュニティ助成の交付が決定となりましたので、補正をお願いするものでございます。補正額は250万円、全額、その他特定財源でございます。

次に、道立江差病院医師確保対策でございます。

江差町医師研究資金貸付の制度を創設し、医師確保に努めてきたところでございますが、令和3年度においては、常勤医師が前年度より2名増加することとなり、当初予算の見込みを上回ったことから、貸付金の増額をお願いするものでございます。補正額は200万円、全額、その他財源で過疎基金からの繰入金となります。

次に、経営所得安定対策でございます。経営所得安定対策の推進活動費のうち、江差町農業再生協議会が行う現場での推進活動や、要件確認などの経費を協議会に間接補助するものでございます。補正額は91万7千円、全額、道支出金でございます。

次に、産業資金債務弁済についての調停申し立てに伴う、代理人選任でございます。

江差青果卸売市場株式会社に対する、江差町産業資金貸付の返済に係る調停につきまして、町顧問弁護士に代理人をお願いすることから、代理人選任に係る経費の補正をお願いするものでございます。補正額は3万円、全額、一般財源でございます。

次に、東京2020オリンピックパラリンピックホストタウン推進でございます。

資料は、30頁をお開き願います。

事業内容としては、主に4つで構成されておりまして、日本人元パラリピアによる小中学生を対象とした講演、オリンピックの開催期間中でのPRと物販、聖火の採火式、アメリカ女子シッティングバレーボール選手との事後交流事業など、となっております。補正額は450万円、道支出金が50万円で、残りの400万円が一般財源でございました。

一般事業の補正の、補正額合計でございますが、2,111万3千円、道支出金が141万7千円で、その他が587万8千円、一般財源が1,381万8千円となります。

次に、臨時交付金の事業でございますが、最初に、庁舎内飛沫感染防止対策でございます。

庁舎執務室及び会議室の飛沫感染防止のためのビニールシートなどの購入経費でございます。補正額は10万円で、全額国庫支出金となります。

以下、臨時交付金事業の財源は、全て、全額国庫支出金となりますので、財源内訳は省略させていただきます。

続きまして、職員人件費（一般管理費分）でございます。

新型コロナウイルス感染症対応に従事する職員の時間外手当、及び管理職特別勤務手当として計上したものでございます。補正額は285万円でございます。

次に、新型コロナウイルス関連周知でございます。

町広報紙の印刷と臨時で発行するチラシの配布経費などで、補正額は217万6千円となっております。

次に、江差エゾカ普及促進でございます。

資料は、31頁をご覧願いたいと思います。

江差エゾカカードの普及促進を図る経費の補正でございますが、町内外におけるイベントの委託や、PRのぼりの作成などとなっております。補正額は166万6千円でございます。

次に、第2弾、事業継続支援金給付金でございます。

資料は、32頁をご覧下さい。

売上の減少が著しい中小企業社に対して、給付金を支給するものでございまして、事業の詳細は、資料に記載のとおりとなりますが、概要といたしましては、令和3年3月から9月までの連続する3か月の売上げが、前年、もしくは前々年より10%以上減少している事業者に対して、事業収入が60万円以上、180万円未満の事業者については、一律10万円、180万円以上の事業者については、一律20万円を支給するものでございます。補正額は3,500万円となっております。

次に、地域経済活性化支援補助でございます。

資料は、33頁でございます。

新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響が長引くことも懸念されていることから、昨年度実施した経済動向調査の追跡調査を行うものでございまして、アンケート調査やヒアリング調査、経済指標の収集などを実施するものでございます。補正額は110万円となっております。

次に、商店街地域拠点施設感染防止対策支援でございます。

資料は、34頁をご覧ください。

商店街区域におけます、地域コミュニティとしての拠点施設が取り組む、感染防止対策に対して補助をするものでございます。

対象施設3か所に対しまして、各10万円を上限に支援いたします。補正額は30万円でございます。

次に、指定避難所Wi-Fi環境整備です。

資料は、35頁となります。

指定避難所で、かつ庁舎被災時に代替庁舎ともなる文化会館にWi-Fi環境を整備するものでございまして、補正額は108万4千円となっております。

次に、図書館システム整備でございます。

資料は、36頁をお開き願います。

自宅などからインターネットで、蔵書検索や貸し出し予約ができるシステムを導入するもので、本を探す時間が短縮となるなど、感染症予防に繋がる他、利便性の向上による図書館の利用の増加が見込まれるものでございます。補正額は662万3千円となります。

臨時交付金の事業の額の合計でございますが、5,089万9千円となっております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金に係る事業でございます。

低所得子育て世帯給付金でございます。

内容は、資料37頁をご覧くださいと思います。

新型コロナウイルス感染症により、家計に影響が生じている低所得者の子育て世帯に対しまして、生活支援特別給付金を給付するもので、1人親世帯については、北海道が、それ以外については、市町村が支給することとなっているものでございます。

支給額は対象児童1人につき5万円で、対象児童や給付対象者、申請の用紙、支給時期などは、資料をご覧くださいと思います。

補正額は、事務費等も含めまして、410万3千円、410万2千円が国庫支出金で、残りの1千円が一般財源でございます。

補正第5号の補正額合計でございますが、7,611万5千円、国庫が5,500万

1千円、道支出金が141万7千円で、その他特定財源が587万8千円、一般財源は1,381万9千円でございます。

簡単ですが、以上で説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「飯田議員」

はい。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

一般質問でも提案含めて、質問いたしました。東京2020オリパラ事業ホストタウン推進事業であります。

この時期に、こういう行事を行うということは、相当、緊張感をもって対応しなければならないと思うんです。

そういう中身についてですね、まず、7月の事業、道庁敷地内ステージイベント。それから札幌駅前地下歩行空間。このイベントの内容をちょっと詳しくお知らせ願いたい。

それと併せましてですね、9月の一番最後の方に事業費の中に、PCR検査料等、これはどういう方を対象にPCR検査をするのか。

この2点、お答えください。

(議長)

はい。追分観光課長。

「追分観光課長」

飯田議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、7月後半のですね、イベントの内容ですが、PRイベントにつきましては、道庁の敷地内です、ホストタウンというか、そういう追分関係の追分の派遣をしたりして、郷土芸能を披露するという内容と、地下歩の方で物販を行うというような内容になっています。

ただし、今、こういうコロナの情勢ですんで、この開催の可否も、今、色々と参加の部分もですね、検討をしているという状況になっています。

あと、PCR検査のことにつきましては、今、予定しているのは、アメリカの選手団と交流をする小中学生ですとか、あと、こちらの対応する関係者、こういった方々のPCR検査を実施する予定となっております。

以上でございます。

(議長)

いいですか。

はい。飯田議員。

「飯田議員」

その地下歩のイベントですとか、そこに職員、関係者、行くんですよ。

確かに今月で緊急事態宣言は、発出は終わると仮定したとしてもですね、相当、札幌の人ごみの中に行く訳ですよ。

一般質問でも、これ提案しましたけどね、最低限、やっぱり、行く方についてはですね、ワクチン接種をしてから、私は行くべきだと。

無理ですか。

こういうことの事業では、賛成出来兼ねますよ。

それと、このPCR検査。

PCR検査は終わってから陰性か陽性か、判定する訳じゃないですか。

やる前にきちんとワクチン接種をして、安全の上に、こういうような交流事業をすべきだと思うんですよ。

反対だと思いますね、PCR検査は。

その点、お答え下さい。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

今、担当課長から答弁申し上げましたが、実は、この7月中の事業、資料ついてはありますが、現在、中止の方向で検討されてる状況でございます。

あのですね、まだ決定になっていないんですけども、そういう方向で、ちょっと、なっている。ただし、まだ決定していないもんですから、大変申し訳ございません。

今、そういう状況でございますので、まだ、ちょっと、公表、非公表の部分もちょっと、私の段階で、ちょっと、今、はい。申し訳ございません。謝罪させていただきます。

それから、PCR検査については議員おっしゃるとおり、その辺はですね、きち

っと、交流する前段の中でも含めて、安全対策を講じて参りたいと、このように思っていますので、はい。はい。

ちょっと、暫時休憩、暫時休憩お願いします。

(議長)

暫時休憩するか。

「副町長」

ちょっと、暫時休憩。

(議長)

はい。答弁調整のため、暫時休憩。

休憩 14 : 46

再開 14 : 51

(議長)

休憩を閉じて、再開します。

町長、答弁。

「町長」

今、飯田議員からの2点、7月24日から27日のイベントの件についてと、9月における選手を招いた時のワクチン接種をしっかりとやれというような、2点だっただと思いますが、それで、よろしいでしょうか。その2点ということで、よろしいでしょうか。

まず、1点目の7月24日から27日の札幌でのイベントに関しましては、中止の方向で道からは、打診をいただいていますけれども、我々もまだ、その状況を見極めつつ、これにどう向かって行くのか。安全対策を徹底するというのは、当然だというふうに思っています。職員を派遣したり、その人的交流を盛んにするような場面に加わるというのは、私も、非常に懸念をもっています。

なので、道がどう判断するかを待って、最終的に町が、今、こう議論となっているのは、追分は、中止ではないかというふうに、中止の方向で検討しているというふうに、道から聞いているんですけども、じゃあ物販はどうなんだということも、まだ見えてきていません。で、その話が、きたのが、この予算を上程、議案を上程する後の話でして、じゃあ、その後、どう判断するかというのは、我々も、議案を精査する段階でどうするかというのは、検討しましたけれども、今のところ、上程をさせていただいて、議案として審議していただいて、しかしながら、これを必ず

なんとしても、町として実行するというのではなくてですね、感染拡大、あるいはですね、感染、安全を担保出来ない場合には、そういう状況が見据えた中ではですね、この事業は、中止、江差町の側から派遣はしないという判断もいずれかのタイミングでしなきゃいけない場面も出てくるのかなというふうに思っています。

ただ、まだ少し、状況を見極めながら、その両面を見極めながらですね、この議案に対して、補正予算に対してですね、今、説明をさせていただいているというところですよ。

後段のですね、地元の子供達とオリンピックの事後交流の部分についてのワクチン接種の状況ですけれども、当然、これも安全性を確保した中で、最大限の安全性を確保した中で実施して行くというところです。

当然、選手団の皆さんにはワクチン接種というのは、国の方で責任をもってやって行くんだろうと思います。

その反面、じゃあ、受け入れ側の我々の地域がどうなるにかということで、今まだちょっと日程調整、そのワクチン接種の日程調整が、定まっていないので、何とも明言は出来ませんが、この日程に間に合うようなスケジュールで、ワクチン接種を進められるように、今準備をしている段階です。

そういうことを見極めながら、安全性をどう担保して、子供達、あるいは、この地域で、この事業をやったことの影響でですね、新型コロナウイルスが感染拡大するようなことがないようにですね、最大限努力して、その最大限の努力でも、その感染拡大の懸念が拭えない場合には、これを中止するという判断もいずれかのタイミングでしなきゃいけないのかなというふうに思っています。

ですので、飯田議員のご指摘、ごもっともだと思いますので、この地点ではですね、予算案として通させていただいてですね、また、その後、状況を見極めつつ、中止の判断ということもですね、視野に入れながら、事業に向かって行きたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい。いいですね。

はい。次。室井議員。

「室井議員」

江の島構想の拠点施設整備基本構想について、全員協議会でもですね、説明、受けていますので、詳しいですね、質疑は、今日やめたいと思いますが、まず、1点目。いいですか。

これ今、拠点施設整備のイメージですね。

ここを拠点とする考え方なんですか、最終的にまで。これ、今の現在のですね、事務所、トイレ、カフェ、物販、これありますよね。これに、子供の広場を付ける

と。これをずっと拠点施設として考えるのかどうかということが、1点と。

それと、ここに書いていますけどね、基本的な考え方に書いていますけども、当然、全体構想を進める上で、まず、1つをまとめようと、そういう考えで理解してよろしいですね。

それから、今度波及効果を見て、波及効果という全体的なですね、構想策定、やっぱり、全体の物が無いというのはね、違和感あるよ、かなり。全体構想がなくて、これは、ただ、理解するのは、多分、総務省の、これ、アドバイザー制度を利用したですね、総務省のこういう方、大山さんですね、が入るということは、それなりにですね、何か有利な面がね、今後あるのかなと、私は、思います。

出来ればですね、出来ればですよ、せっかくこういう方が入るんであったら、江の島構想というのは、こういう、売店とか、こういうのだけでないんだと、何度も言います。北前船最北寄港地、江差、これは、日本では江差しかないんですよ。ここをちゃんと守りながら、国道までの間をきちっと整備したいんだという、構想を是非ね、大山さんにも、私はお願いして欲しいと思うし、行政から言わなきゃ駄目です。

そして、2点目は、当然、こういう構想が出来ました。議会の皆さん、見て下さい。これはやめて下さいね。

当然、議会に何回かですね、そういう状況なり説明して、全体構想と絡んで、こういうことを今考えていますと、そういう説明が欲しいと思いますけど、この2点について、伺いたいと思います。

(議長)

はい。まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

室井議員のご質問にお答えします。

まず、この施設を拠点とするのかというお話がございました。

今、ある、例えば管理棟、あそこの地区がいいのか、まず、あそこの地区がいいのか。それと、南埠頭がいいのか。色んなことが、まず、想定されます。

そういう中で、まず、そういう軸になる施設を作って行きたいというのが、まず一点あります。

それと、この、拠点じゃなくて、もっと全体的な部分が必要じゃないかと、いうお話をいただいています。先般もそういうお話をいただいていますし、出崎議員からもいただきました。

この後、当然、その国土交通省の皆さんにこの国道をしっかりと、直していただかなきゃならないというような、要請をするとすれば、当然、全体構想も必要だというふうに思っています。

ただし、それが、大山さんに継続的にやってもらうのかどうなのかは、ちょっと、今のところは、はっきり、まだ来年度の話になると思いますんで、それはちょっと、もう少し時間がかかるのかなと思っています。

まずは、今年度、拠点の方をしっかりと行って行きたいと考えています。

それと、議会ときっちりとキャッチボールをしてからというお話がありました。

先般の全員協議会ともお話ししていただきましたけども、色んな場面で、住民あるいは、議会ともしっかりと、お話、途中経過を説明しながら、進めて行きたいと思っています。ご理解いただきたいと思っています。

「室井議員」

議長、いいですか。

(議長)

はい。室井議員。

「室井議員」

いいんだよ。こういう順序をね、そういう有利なね、制度があつたら、出来ることからね、やりたいと。

だけど、それがね、全体構想をやる上で、妨げにならないようなことを、ちゃんと認識しなきゃ駄目だよ。

これは、今、今ある管理棟を、この程度で、物で、拠点なんと思わない方がいい。

もっとね、大きいね、グランドスケールもって、やんなきゃ駄目だと思うんだよ。

あの範囲は小さくても、ここは、そういう場所だから、そのことをね、継続してね、大山さんにそれを全て、今、課長答弁のように、任せるのとかそういうことではないかも知れないけど、それは、やっ行って行けば、突破口が出来るから、そこはね、きちっと行政から、ちゃんと言うことですよ。

その辺をしっかりと、やってもらいたいと思いますけど、如何ですか。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

室井議員と考えは同じです。

あんまり、総務省のアドバイザーの色んな、有利な、次待っている、この交付金のことを睨みながら、この拠点の部分に、実は、この方を入れながら、ただし、本

当にそのポイントだけでは当然ございませんので、そこはもうきっちりですね、決まったものを出すという形ではなくて、かなり、修正加筆も含めてですね、議会には、オープンにして進めるべき一大事業でございますので、心得て進めて参ります。よろしく申し上げます。

(議長)

はい。次に、小野寺議員。

「小野寺議員」

2点、お聞きします。

ちょうど今の室井議員の北の江の島拠点と、それから飯田議員のホストタウン、2つ、私の立場でお聞きしたいと思えます。

最初に北の江の島の関係なんですが、基本的に、私、室井議員、前回の出崎議員と同じような意見です。それを前提に、そこは繰り返しません。

それで少し確認させていただきたい。

資料9の内容で、少し確認したいんですが、2番の本構想策定の基本的な考え方、先程、室井議員もこの部分に立ち入っておりましたが、室井議員と逆に聞きます。

北の江の島拠点に関しては、今、やり取りありました。

私は、じゃあ全体構想について、少し確認させていただきたい。

ここに書いてあります全体構想を進めるに当たって、いにしえ街道との連結、国道交差点改良、南埠頭用地の活用に関しては、今、論議になった拠点整備の方針を踏まえながら、その在り方を明確にしていきます。

現時点で、全体構想の枠組みについては、今言った、いにしえ街道との連結、2つ、国道交差点の改良、3、南埠頭用地の活用ということについて、入るかどうかも含めて、場合によっては入らない。この間、ずっと総務委員会、それから今、室井議員もありましたが、その全体の部分について、町として、今どこまで、考えているのか。

併せて、拠点整備の一定の方向になれば、全体構想も不離一体で進めて行かなかつたら、全体的な北の江の島構想にならないと思うんですが、例えば、文化会館作るのに、図書館の部分だけを先に先行して、実は、文化会館全体がまだ、よく分かりませんと。例えがいいかどうか分かりませんが、それじゃ、まずいと思うんですよ。

全体構想のあるべき姿も、一定程度明確にしておかなかつたら、北の江の島構想全体像が見えてこない。その中の拠点整備、さっき論議なった、だと、私も思うんです。

改めて全体構想の考え方について、今、どこまできてて、どのように拠点構想の

基本構想と連動させて行くのかというところを、もう1回、整理させていただければと思います。これが1点目。

2点目。ホストタウンに関して、これも資料10で、私も基本的には飯田議員と同様の立場ですが、もう論議ありましたので、私は、逆にお金の面でお聞きしたい。

今、全国的にも事業費がどんどん、どんどん増えていると。本体もそうですし、このホストタウンも含めて、事業費が膨らんでいるということが色々、出されております。

補正額450万円のうち、一般財源が400万円です。400万円。だとすると、やはり、きちっと、予算がどうなっているのか。

先程、ダブルとこはやめます。

1つお聞きしたい。

7月中旬の54万円、これは講師、1人で、1人に54万、私よく分かりません。

この種のものというのは、これだけ掛かるのが当たり前なのか、ましてや、これ、まだ調整中で、誰か分からないんですが、えらいかかるなど。これはあくまでも委託料であって、交通費等々は別ですね、きっとね。それ、教えて下さい。

それから、先程もちよっとありましたが、9月8日から10日までの事後交流について、何点か確認させていただきたい。

先程、PCR、ありました。これ35万円ですよ。1人2万円とすれば、だいたい17回の想定、選手団が随行なども含めて5人、そうすると、どんなふうな計算になるのか、3日間、選手団以外の部分もあるのか。

いずれにしても、どのような検査の体制なのか。

と、もう1つ。分からないんですが、予算書、補正予算の中で、事後交流会支援業務委託、178万円というのがあります。

これ、何なのか。ちょっと、分らないんですが。教えて欲しいんですが、資料10に受入れマニュアル作成というのがあります。もしかしたら、このマニュアル作成が委託料ということで178万円ということなのか。

ちょっと、高いなと思ったりもしたんですが、ここら辺、少し教えていただきたい思います。

(議長)

はい。まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

小野寺議員から、江の島構想に関してのお話がございます。

2番の基本的な考え方のところで、枠組みのお話ございました。

ここに書いていない中で言えば、当然、かもめ島からいにしえ街道まで、この拠点施設の1つのコンセプトは、いにしえ街道とかもめ島を通しながら、観光客の皆さんに江差で時間を使っていただく、江差を楽しんでいただくことですので、そういう意味では、もっと大きく、考えております。

ただ、今、かもめ島は島の上でマリリンピングを、今実施して行きますので、そういう中で、この中には、今、記載していませんでしたけども、そういう、大きな枠組みだということを、まず、1つ、ご理解下さい。

2つ目です。拠点整備と全体構想のお話でございました。

おっしゃるとおりで、なので、間違いないです。

ただ、もう1つの考え方として、拠点整備に関しては、当然、その今回の構想の中で、どれだけの人間を呼び込めるか、というような部分も、当然、出てくるんだろうなと思います。

そういう中では、この施設で、例えば、こういう人数というのを、とかですとか、島の上のマリンピングの状況を見ながら、例えば、そういう人数を島全体というか、南埠頭からあちらに入る人数をしっかりと、固めた上で、全体計画というところをしっかりと、見つめて行くのも1つの方法だと思いますので、しっかりと、そこは作り込みして行きたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

(議長)

はい、次。追分観光課長。

「追分観光課長」

小野寺議員からの、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、予算額の部分です、高いんでないかという部分もありますが、一般財源の部分の半分がですね、これからの後々は、特別交付税で半分返ってくるというような、まず、流れになっております。

それで、PCR検査の部分でございますが、こちらにつきましては、まず、アメリカの選手団5名と、学生の部分、あと、町関係者ですとか、あと、ホテルのフロントの方々だとか、対応者とか、あと、運転手の方々、こういった方々を含めまして、50名分の、はい。50名分の部分で、計上させていただいております。

続きまして、アテンド業務、マニュアル作成の部分の178万の部分でございますが、こちらにつきましては、受入れマニュアル作成支援の業務が1つと、あと、選手が来ていただくための航空チケット、これが結構、大きな部分でございます、これも、コロナ感染で5名の他にですね、間隔を空けるので、隣りの席の確保も必要になってきますので、そこら辺でも、ちょっと高い、ちょっと高めの数字になってございます。ここら辺が178万円の内容となっております。

講師の部分につきましては、社会教育課長の方から、ご説明させていただきます

ので、よろしくお願ひ申します。

「小野寺議員」

議長。議長。

(議長)

安田課長。社会教育課長。

「社会教育課長」

私の方から、このパラリンピアの講演の部分については、うちの方で、今調整をさせていただいてますので、私の方から、ご説明をさせていただきますが。

まず、この日本人元パラリンピアにつきましては、なかなか、その講師の方を探すというのも、なかなか難しいところですので、一応、そういった、講演をやっているところに照会をしまして、紹介をしていただきました。

そちらの方で、今、調整をいただいて、おおよそ、そこは調整つききましたけども、パラリンピックの方ですので、障がいを持っている方でございます。

そういった方の講演と、それから随行の方、サポート、補助で入る方、いらっしゃると思いますので、2名の方が、今、来る予定でございます。

こちらの方につきましては、講演料とそれから本州からになりますけども、講師の方になりますけども、その方々の旅費も含めて、全体を委託するということで、全体の経費が54万になるということでございますので、ご理解をお願いします。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

まず、最初に、北の江の島の関係ですが、課長、分かりました。

が、全体構想の関係については、この間、全員協議会、室井議員との質疑、それから、私もしましたが、一応、課長から答弁はありました。町長からもあったかと思うんですが。

拠点に関して言うと、今回、予算付けされました。

全体構想に関しては、こういう論議はありました。論議はありましたが、具体的にそしたら、どういう事業で進めて行こうとしているのか。全体構想、先程色々やり取りありました。それを具体的にどうやって、進めて行くのか。

課の中で何か体制を作って拠点構想と並行して、取りあえずは、課の中で進めるということなのか、いやいや、逐次、アドバイザーともやり取りする、そういう制度設計、全体構想としての制度設計をどういうふうにあるのか、ないのか。

その点について、確認したいと思います。

それから、PCRですが、この機会なので、35万円で50人としたら、大体、7千円ですかね。

これは、予算、どこで、どこと委託というか、やるんでしょうか。

キット、PCR、PCRですね、これね。キットを、今、それぞれ持って、自分でやるというのもありますけれども、どういう、今、契約というか、進めようとしてるのか、私、よその町の、町というか、よその県のパラリンピック、オリンピックのホストタウンの委託の部分、色々調べてみたんですけども、結構、細かくそれぞれ進めていますよね。

今、どんなふうにそのPCRの関係はなっているんでしょうか。教えて下さい。

(議長)

はい。まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

小野寺議員のご質問は、江の島構想の全体的な、全体構想に関して、具体的な部分というお話だったかと思います。

実は、明日なんですけども、市街地活性化検討委員会、役場の中の課長職と意見交換しながら、今、拠点のお話をまず進めます。

そういった中で、全体構想に関しても、色んなご意見いただきながら、あるいは議会からもご意見いただきながら、進めて参りたいと思いますんで、なかなか、今、具体的なというの、はっきりお伝え出来ないことをご理解頂きたいと思います。

以上です。

(議長)

はい。いいですね。

はい。次、追分観光課長。

「追分観光課長」

小野寺議員からの質問に、ご答弁させていただきます。

まず、PCR検査の部分の金額の部分につきまして、国からの基準額というものを充て、示されておりまして、それに基づいて、積算させていただいたというものでございます。

あと、PCR検査の実施はどのように進めて行くのかという部分につきまして、今回、補正が成立しましたらですね、この後から、道からも指示があつてですね、各保健所とかとも相談しながらですね、色々と決めて行くというような流れになっていますので、具体的にどこことというのは、まだ決まっておりませんので、ご理解の方よろしく申し上げます。

(議長)

はい。いいですか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい。他に、質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第6号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第5号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、議案第7号、民事調停事件に係る調停案の受諾について、及び日程第15、議案第8号、権利の放棄については、関連がありますので、一括議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)
町長。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました、議案第7号、民事調停事件に係る調停案の受託について、及び議案第8号、権利の放棄についてでございます。

江差青果卸売市場株式会社に係る民事調停事件に関し、その調停案を受託し、権利を放棄することについて、地方自治法の規定により、それぞれ、議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。産業振興課長。

「産業振興課長」(補足説明)

それでは、私の方から、議案第7号、民事調停事件に係る調停案の受託についてと、議案第8号、権利の放棄について、一括してご説明いたします。

議案書の51頁をお開き願います。

始めに事件名でございますが、令和3年(メ)第1号債務弁済協定調停事件、申立人は、檜山郡江差町字姥神町138番地1の江差青果卸売市場株式会社と、檜山郡江差町字円山299番地30の森野一夫氏でございます。

事件の概要についてでございますが、令和元年10月1日に貸付した、江差町産業資金1千万円の返済について、申し立てを行ったものであります。

この間、町では、町の顧問弁護士である島田弁護士を代理人として選任をし、調停を進めて参りましたが、令和3年3月8日に調停委員会より、議案書の4に記載のとおり、調停条項案が勧告されたところでございます。

今般、町として、当該勧告を尊重するというにいたしましたものでございます。

調停条項でございますが、記載のとおりとしてございますので、割愛させていただきます。

次に、議案書の53頁をお開き願います。

先程、ご説明を申し上げた調停案を受託することにより、江差町産業資金の債権について、その権利を放棄するものであります。

放棄する金額は、582万8,606円で、内訳は記載のとおりでございます。

以上、私の方から、議案第7号、民事調停事件に係る調停案の受託についてと、議案第8号、権利の放棄についての補足説明といたします。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います
が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第7号、民事調停事件に係る調停案の受託について、原案に賛成の方の挙手
を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。
よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第8号、権利の放棄について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第9号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建
設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第9号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または、処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事に係る委託協定を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

協定の内容につきましては、委託の対象江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建設工事。工事場所、江差町字砂川411番地6。委託費、1億9,800万円。委託期間、令和3年度から令和4年度。委託の相手方、東京都文京区湯島2丁目31番地27号、日本下水道事業団、代表者理事長、森岡泰裕でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第9号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

日程第17、議案第10号、江差町土地開発公社の解散についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第10号、江差町土地開発公社の解散についてでございます。

江差町土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律、第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

次。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書は57頁でございます。

資料は、41頁をお開き願います。

江差町土地開発公社の解散でございますが、これに関しましては、令和元年5月21日の全員協議会にても、説明させていただいたところでもありますが、改めて、簡単に申し上げますと、公社は、既にその役目を終えたことから、清算をし、解散をいたしたいということでございます。

公有地の先行取得など、公社の事業は既に、10年以上前から実施しておらず、今後においても、そのような案件も想定されないことから、長期借入金の返済などの債務を整理した上で、解散することとして、取り進めておりました。

それで、昨年度で、全ての借入金の返済を終えたことから、今年度中に解散をすることとしたものでございます。

解散することに関しましては、公有地の拡大の推進に関する法律に諸手続きが定められておりますけれども、既に、公社理事会で議決されてございます。

今回、その次の手続きといたしまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議決いただいた後の手続き、スケジュールの概要でございますが、資料19にありますとおり、7月頃に知事への解散認可の申請をいたしまして、認可されましたら、清算法人へと移行します。8月頃に清算手続きを開始し、さいき申し出の官報での報告、10月頃に清算完了に予定となっております。

簡単でございますが、説明は以上となりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第10号、江差町土地開発公社の解散について、原案に賛成の方の挙手を求
めます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、同意第1号から、日程第30、同意13号までの、江差町農業委員
会委員の任命について、13件は関連がありますので、一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました、同意第1号から同意第13号まで、江差町農業
委員会委員の任命についてでございます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、江差町農業委員会委員の
任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

同意第1号につきましては、江差町字中網町13番地、畠山克朗氏、昭和36年
3月5日生まれ、60歳。

続いて、第2号、江差町字越前町102番地、笠原一雄氏、昭和27年4月26

日生まれ、69歳。

同じく、第3号、江差町字水堀町343番地、小笠原裕章氏、昭和45年3月9日生まれ、51歳。

第4号でございます、江差町字鹹川町17番地、山口艶子氏、昭和31年7月21日生まれ、64歳。

第5号、江差町字水堀町122番地、佐藤幸男氏、昭和21年6月18日生まれ、74歳。

第6号、江差町字小黒部町20番地、佐藤均氏、昭和23年3月21日生まれ、73歳。

第7号、江差町字越前町146番地、鈴木朝雄氏、昭和27年7月24日生まれ、68歳。

第8号、江差町字水堀町234番地、村田雄一氏、昭和23年11月4日生まれ、72歳。

第9号、江差町字小黒部町430番地2、吉田喜代志氏、昭和24年7月25日生まれ、71歳。

第10号、江差町字田沢町559番地4、中野弘一氏、昭和16年11月8日生まれ、79歳。

第11号、江差町字水堀町210番地、佐藤弘志氏、昭和32年4月2日生まれ、64歳。

第12号、江差町字中網町48番地、長尾徹氏、昭和50年3月29日生まれ、46歳。

第13号、江差町字愛宕町35番地、従二谷伸一氏、昭和23年1月27日生まれ、73歳。

以上、13名の方々でございます。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします、本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに一括、採決をいたします。

同意第1号から同意第13号まで、江差町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の起立を求めます。

(議長)

起立、全員であります。

よって、同意第1号から同意第13号までは、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

ありがとうございます。

(議長)

日程第31、決定第1号、常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会の選任についてを議題といたします。

常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員の選任については、委員会条例第5号の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お手元に配布のとおりであります。名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、従いまして、それぞれの常任委員、議会運営委員、議会広報特別委員は、お手元に配布の名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

(議長)

ここで、副議長と交替するため、暫時休憩いたします。

※(議長：退場)

休憩 15：32

再開 15：33

(副議長)

それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、お諮りする件につきまして、打越議長は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退席となります。

ただ今、社会文教常任委員会に選任されました、打越議長から常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

議長はその職務上、どの委員会も出席できる権限を有している他、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮する時、1つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも、議長については、辞任を求めて

いるところでもありますので、社会文教常任委員会を辞任したいとするものであります。

辞任について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(副議長)

異議なしと認めます。

従いまして、打越議長の社会文教常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 34

再開 15 : 35

※(議長：入場)

(議長)

それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、ただ今、決定されました、各常任委員、議会運営委員及び、議会広報特別委員は、会期内に、委員長及び副委員長の互選をすることが定めされております。

従いまして、本会議を一時休憩して、その間に、各委員会を開催し、委員長及び、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 15 : 36

再開 15 : 37

(議長)

休憩を閉じて、再開いたします。

各委員会の委員及び副委員長の互選の結果、議長の手元に届きましたので、報告いたします。

(議長)

総務産業常任委員会、委員長に小梅洋子議員、副委員長に小林くにご議員。

社会文教常任委員会、委員長に小野寺真議員、副委員長に出崎太郎議員。

議会運営委員会、委員長に室井正行議員、副委員長に西海谷望議員。

議会広報特別委員会、委員長に塚本真議員、副委員長に出崎太郎議員。

以上で、正副委員長の互選の報告を終わります。

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

各委員会の委員長及び、副委員長の互選の結果が手元に、届きましたので、それぞれ読み上げました。

(議長)

次に、日程第32、発議第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加調印批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第1号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり決しました。

(議長)

次に、日程第33、発議第2号、地方財政の充実強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第2号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、発議第2号については、原案のとおり、決しました。

(議長)

次に、日程第34、発議第3号、義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元、30人以下学級など、教育予算確保、拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第3号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、発議第3号については、原案のとおり、決しました。

(議長)

日程第35、発議第4号、2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第4号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、発議第4号については、原案のとおり、決しました。

(議長)

日程第36、発議第5号、林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第5号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、発議第5号については、原案のとおり、決定いたしました。

(議長)

次に、日程第37、発議第6号、令和2年度江差町各会計決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

(議長)

お諮りします。本案については、議長を除く全議員による発議であります。

従いまして、議長及び監査委員を除く、10名の議員を委員として構成する、令和2年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、令和2年度江差町各会計決算審査をこれに付託の上、閉会中の継続調査とすることとし、また、審査にあつては、地方自治法第98条第1項の規定より、検閲検査の権限を特別委員会に委任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって本案については、議長及び監査委員を除く10名の議員を委員として構成する、令和2年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、令和2年度江差町各会計決算審査をこれに付託の上、閉会中の継続調査とすることといたしました。

また、審査にあつては、地方自治法第98条第1項の規定により、検閲検査の権限を特別委員会に委任することに、決定いたしました。

(議長)

次に、お手元に配布のとおり、各委員長より、閉会中の継続調査の申し出について、提出されております。

お諮りします。これを、追加日程とし、追加日程第1として、議題といたしますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、日程を追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定いたしました。

(議長)

追加日程第1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

(議長)

お手元に、配布のとおり、議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、広報特別委員会から、調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、継続調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

以上で、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

これで、会議を閉じます。

令和3年、第2回江差町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変、ご苦労さんでした。

協力ありがとうございます。

閉会 15:40

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議 長

署名議員

署名議員